

地震災害対策計画編

地震災害対策計画編 目次

第1編 総 則

第1章	計画の目的	177
第2章	本市の特質と災害要因	179
第3章	被害想定	181
第4章	基本理念及び重点を置くべき事項	190
第5章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	192

第2編 災害予防計画

第1章	防災協働社会の形成推進	201
第2章	建築物等の安全化	206
第3章	都市の防災性の向上	220
第4章	液状化対策	222
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	223
第6章	避難行動の促進対策	228
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	233
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	240
第9章	広域応援体制の整備	243
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	246
第11章	震災に関する調査研究の推進	252

第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	254
第2章	避難行動	262
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	268
第4章	応援協力・派遣要請	276
第5章	救出・救助対策	286
第6章	消防活動・危険性物質対策	288
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	294
第8章	交通の確保・緊急輸送対策	298
第9章	浸水対策	304
第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	305
第11章	水・食品・生活必需品等の供給	309
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	312
第13章	遺体の取扱い	314
第14章	ライフライン施設等の応急対策	317
第15章	住宅対策	324
第16章	学校における対策	329

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	332
第2章	公共施設等災害復旧対策	333
第3章	災害廃棄物処理対策	336
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	338

第5章	被災者等の生活再建等の支援	340
第6章	商工業・農業の再建支援	344
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	345
	別紙「東海地震に関する事前対策」	351
第6編	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章	総 則	378
第2章	災害対策本部の設置等	379
第3章	地震発生時の応急対策等	380
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	381
第5章	防災訓練計画	382
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	383
様 式 編		384
資 料 編		419
参 考 編		480

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

第 1 節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

1 地域防災計画－地震・津波災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、岩倉市防災会議が岩倉市の地域に係る防災計画として作成する「岩倉市地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 岩倉市防災会議は、毎年、岩倉市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、下記の事項を定めることとなっているが、本市においては津波の恐れがないため、(2) の計画以外を第 5 編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」及び第 6 編「南海トラフ地震防災対策推進計画」で定めるものとする。

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

3 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基

本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 県民の生命を最大限守る
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
- (3) 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする

4 他の計画との関係

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県尾張水害予防組合水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第 3 節 東日本大震災を踏まえた今後の対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところである。

今回の地震は、近い将来南海トラフ巨大地震の発生により、大規模な被害が予想されている愛知県においても、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならない。

今後、専門家の意見も踏まえながらこの地震の検証を行い、愛知県における地震対策に反映させていくとともに、この計画についても必要な修正を速やかに行い、その後新たな被害予測が出された際には、これを踏まえた抜本的な修正を行っていくものとする。

第 4 節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧・復興に努める」ことで、この 3 本の基本の柱で本計画を構成する。

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予防

第 3 編 災害応急対策

第 4 編 災害復旧・復興

第 5 編 東海地震に関する事前対策

第 6 編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 5 節 市地域防災計画の作成又は修正

岩倉市防災会議は、毎年本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

本計画を修正する場合は、「愛知県地域防災計画」を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、本市の実情に応じた細部の検討を行うものとする。

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 自然的条件

1 位置・面積

岩倉市は、東経 136 度 52 分 17 秒、北緯 35 度 16 分 46 秒に位置し、愛知県の北西部に位置している。地域は、東西 4 キロメートルであり（いずれも最長距離）面積は 10.47 平方キロメートルである。

2 地形・地質及び地盤

濃尾平野を形成してきたのは、木曽三川と呼ばれる木曽川、長良川、揖斐川とその支流や庄内川などである。これらの河川は、その自らの沖積作用によって扇状地や自然堤防を作り、いくたびか河道を変え、同時に広大な後背湿地を生み出した。

岩倉市はこの濃尾平野の東部に位置し、犬山扇状地の末端部からは自然堤防地帯が広がり、旧河道とそれを囲む自然堤防、それを取り巻く後背湿地から成っている。これらの地形は一般に砂ないし砂質シルトや、粘土層などの細粒物質などで構成されており、しかも、旧河道は地下水位が高く、そのうえ旧河床に堆積した淘汰の良い砂が分布するので、液状化が発生しやすい場所であると指摘されている。



3 地盤の振動特性と加速度分布

地球内部で蓄積されたエネルギーが局所的にかつ急激に解放されると地震波となり地表面に到着するが、そのあいだ表層地盤等の動的特性や地形によって変化する。過去の地震災害の事例から見ると地盤が軟弱なほど、また、その層厚が厚いほど地震動が大きく増幅され、構造物や地形に大きな被害を発生させる。昭和 61 年以来、表層地盤の構造、地震波の S 波速度、単位体積重量調査等を行い解析的に市内の地震時地盤の振動特性の解析を行ってきた。

岩倉市の震度（地表面の最大加速度値 60 ガル）を設定するにあたり東海地震を対象としたときの地表面における最大加速度は、市の南部寄りの広い地域で 210 ガル、次いで 160 ガル、北部の限られた地域が 140 ガルであり、ほとんどの地域が震度 5 強相当の強い揺れとなる。

しかし、木造や鉄筋コンクリート造り、鉄筋造の建物が揺れで大きな被害を受けることはないが、砂質地盤の液状化で、市北部の一部を除きこの現象によりかなりの被害を受ける可能性がある。

4 岩倉市における既往の地震被害

岩倉市では過去に震度 5 以上を 5 回経験しており、全国的に見て頻度の高い地域に入っている。特に被害が著しかったのは濃尾地震のみである。昭和 61 年以降、岩倉市における既往の地震について精密で体系的な調査研究を行った。

その結果、過去に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることがで

きる。

〔岩倉市に震度5以上をもたらした地震〕

- 1 海溝型地震 南海トラフ沿いに発生する大地震
昭和19年12月7日 東南海地震 M8.0
昭和21年12月21日 南海地震 M8.1
- 2 内陸型地震 陸地の断層の破壊によって発生する大地震
明治24年10月28日 濃尾地震 M8.4
明治42年8月14日 姉川地震 M6.9
昭和23年6月28日 福井地震 M7.3

第2節 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因する災害と人口や住宅等社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴をもっている。

災害を大きくする社会的要因は、主として次のような点が指摘される。

第1は人口の増加と建物の過密化があげられる。その結果、住宅の需要が増大し岩倉団地の建設をはじめ各地においてもさまざまな宅地造成が進み市街地は拡大した。同時に既成市街地における建物の高層化等による構造的な変化も見逃せない。これらは、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。

第2に自動車の発達である。自動車は、その利便性、機動性等から利用が増大し市民の自動車保有台数も年々増加している。

自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵しており出火延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱による被害が著しく拡大されることが予想される。

また、急速な社会的条件の変化に伴って地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の態様も多様化し同時複合的な現象は一層強まると考えられるが、現状ではこうした新しい危険エネルギーに対する対応は決して満足すべき状態にあるとはいえない。従って、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査を不断に続けていくことが大切である。

第3章 被害想定

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相さらには地震対策の方向性について調査研究を行うことにより、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧対策計画等の目標とするものである。

1 想定地震等

想定地震等については、次の2つの地震とした。

(1) 海溝型地震（東海地震）

一口に東海地震といっても、東海地方のどこにいつ大地震が発生するかについては種々の学説考
えがある。従来、一般的な見解は「遠州灘沖地震説」（昭和49・2・28地震予知連絡会）であったが、
昭和51年東京大学石橋助手（当時）が「駿河湾地震説」を発表し、それに対し種々の議論がなされ、
同年11月29日地震予知連絡会は「現在までの観測結果によれば、発生時期を推定できる前兆現象
は見られないが、駿河湾周辺を含む東海地方の観測を更に強化し、監視を続けていく必要がある。」
との再度統一見解を出した。

さらに、中央防災会議地震対策強化地域指定専門委員会は、昭和54年5月「大規模な地震が発生
するおそれが特に大きいと認められる地殻の範囲」の検討を行った結果、東海地震の断層モデルに
ついて「その形は、南北方向100～120km程度×東西方向50km程度であり、傾斜角20～30°の逆
断層であると推定し」、「その位置は、東辺は駿河トラフ沿いの線に沿い、北辺は駿河湾奥まで」、「地
震の規模は概ねマグニチュード8程度」との報告を行った。

(2) 内陸型直下地震「濃尾地震を想定した場合の予測」

1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震（M7.2）を教訓として、岩倉市周辺に分布する活断
層を震源とする地震を想定する。

本被害想定調査では、岐阜県から愛知県に至る内陸部の活断層として、1891年（明治24年）に
発生した濃尾地震の震源断層となった根尾谷断層を考える。地震の規模は濃尾級と同様に最大級の
マグニチュード8クラスの地震を想定する。

第2節 東海地震の予測

1 地震の内容

(1) 地震の規模 マグニチュード8前後

(2) 震源域 御前崎沖から駿河湾に至る駿河トラフ沿いの線からのその南方沖

(3) 岩倉市の震度 震度5～6

地震の発生により岩倉市で予想される地表最大加速度は、市の南部寄りの広い地域で210ガル、
次いで160ガル、北部の限られた地域が140ガルであり、ほとんどの地域が震度5強相当の揺れと
なり、岩倉市の震度を5～6と想定した。

2 被害の想定

(1) 木造建物倒壊棟数

ア	全	壊	581 棟 (全壊率 5.5%)
イ	半	壊	581 棟 (半壊率 5.5%)
計			1,162 棟 (被害率 8.2%)

$$\text{被害率} = \text{全壊率} + \frac{\text{半壊率}}{2}$$

(基準年＝昭和 62 年対象木造建物総数 10,426 棟)

(2) 出火件数 (冬の夕食時)

22 件 うち炎上火災件数 10 件

(3) 人的被害

ア	死者	39 人
イ	負傷者	108 人

延焼火災が防止できたとすれば、死者 12 人、負傷者 28 人まで軽減できる。

(4) 地震予知による被害の軽減

地震の発生が事前に予知された場合又は適切な防災対応が行われれば、物的、人的被害及び地震火災を軽減することができると考えられ予知の効果は計り知れないものがある。

第 3 節 濃尾地震を想定した場合の予測 (平成 7 年調査分)

1 地震の内容

(1) 想定地震

岩倉市周辺に分布する活断層を震源とする地震

(2) 地震の規模

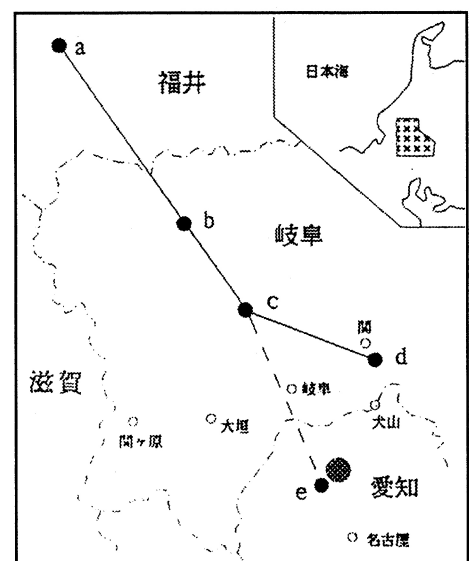
濃尾地震と同様に最大級のマグニチュード 8 クラス

(3) 震源断層

濃尾地震の震源断層となった根尾谷断層系

● 岩倉市

a : 35.95N, 136.33E
c : 35.54N, 136.68E



岩倉市と想定断層の位置図

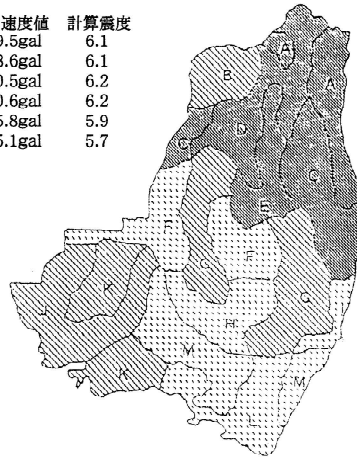
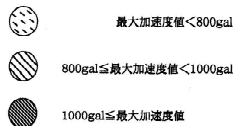
2 自然現象の被害予測結果

(1) 地震動の予測結果

ア 岩倉市域内の地表の最大加速度は本町付近で 1,200 ガルであり、次いで八剣町、東町、東新町の 1,161 ガルとなった。また、最小は五条町付近の 635 ガルと予測される。

地盤型	最大加速度値	計算震度	地盤型	最大加速度値	計算震度
A	1008.7gal	6.1	H	739.5gal	6.1
B	998.9gal	6.1	I	768.6gal	6.1
C	1161.1gal	6.5	J	890.5gal	6.2
D	1048.7gal	6.4	K	800.6gal	6.2
E	1200.4gal	6.6	L	775.8gal	5.9
F	780.5gal	6.1	M	635.1gal	5.7
G	833.1gal	6.2			

最大加速度値分布図



B.	石仏町	J.	野寄町
C.	八幡町	J.	北島町
C.	東町	L.	曾野町
C.	東新町	L.	大山寺町
D.	井上町	L.	川井町
D.	神野町	M.	五条町
D.	中野町		
E.	本町		
F.	西市町		
F.	新柳町		
F.	旭町		
F.	栄町		
G.	鈴井町		
G.	泉町		
G.	宮前町		
G.	中本町		
G.	大市場町		
G.	下本町		
G.	中央町		
G.	大地新町		
H.	稲荷町		
H.	南新町		
H.	大地町		
H.	昭和町		

イ 震度は地表最大加速度 1,200 ガルで震度 7 となり、市の大部分の地域は震度 6 以上と想定される。

(2) 液状化危険度予測結果

ア 想定地震（濃尾地震）の地震断層の南側末端部の近くに位置しているため極めて大きな地震動とともに地盤の液状化の危険度は極めて高いものと予測される。

イ 全市的に旧河道、後背湿地、自然堤防が広く分布しており、1944 年東南海地震においても地盤の液状化が確認されており地盤の液状化の危険度は極めて高い。

ウ 市の南部では大規模な液状化の発生が予測される。

3 ライフライン施設の被害予測結果

(1) 道路は多数の被害が主として市南部の液状化多発地域に生ずるが、緊急車両の通行や避難を困難にするほどの影響を与える可能性は少ない。

(2) 水道管が市中心部から南部で 16 箇所、ガス管も同様に地域で 16 地点の被害が発生すると予測される。いずれも液状化による被災が主体で高震度（大加速度）の揺れがこれらの構造物に大きな影響を及ぼす度合は低い。水道の復旧は約 30 日間、都市ガス復旧は約 50 日間、また電力の復旧は 24 時間以内と予測される。

4 物的被害の想定結果

(1) 振動による木造建物の被害想定

振動による木造建物は全壊 1,140 棟（全壊率 11.1%）、半壊 5,201 棟（半壊率 50.7%）と実に全数の 61.8%が被害を受けると想定される。

(2) 液状化による木造建物の被害想定

液状化による木造建物被害は全壊 929 棟（全壊率 9.05%）、半壊 1,856 棟（半壊率 18.1%）が被害を受けると想定される。

(3) 振動及び液状化による建物被害

振動及び液状化による建物被害の想定結果は、次のとおりである。

振動と液状化による建物被害想定結果比較

要 因	振 動 に よ る 被 害			液 状 化 に よ る 被 害		
区 分	全 壊	半 壊	計	全 壊	半 壊	計
被害棟数	1,140(11.1)	5,201(50.7)	6,341(61.8)	929(9.0)	1,856(18.1)	2,785(27.2)

注 1) 木造建物棟総数 10,268 棟 2) ()内は被害率(%)を示す

5 地震火災の被害予測結果

(1) 冬・夕方（風速 9m/秒）

火災は、市全体で 76 件の出火件数（全出火件数）が想定され、44 件の炎上火災件数が想定される。特に、八剱町、下本町、東町及び中本町の 4 地区において 23 件の炎上火災件数の発生が予測される。

(2) 人的被害（死傷者）

延焼火災が発生するとの想定条件下では、市全体で、死者 289 人、負傷者は 1,581 人と予測される。また、延焼火災が防止できるとすれば、死者 73 人、負傷者 292 人と軽減できるとの結果が得られた。

第 4 節 東海地震・東南海地震等の被害予測

1 調査の目的

東海地震を想定した被害予測調査については、県が平成 4 年度から平成 6 年度までの 3 年間で実施しており、その調査結果は各方面で地震防災対策の基礎資料として活用されてきた。

また、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災以降、地震による被害の特徴等についての研究がなされ、新たな被害予測についての知見が得られている。

さらに、県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しいデータが蓄積されるとともに、平成 13 年度においては国の中央防災会議による東海地震に係る想定震源域の見直しや震度分布、あるいは地震調査研究推進本部によると東南海地震についての発生確率や震度分布が公表されるなど、地震に関する最新の知見が示されている。

以上のような状況を踏まえ、県は、海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成 14 年度及び平成 15 年度の 2 年間で実施した。

2 調査結果の概要

(1) 前提条件

項目 \ 想定地震	想定東海地震 予知あり・なし の種類	想定 東南海地震	想定東海・東南海 地震の連動	養老―桑名―四 日市断層帯
規 模	Mw 7. 9 6	Mw 8. 1 5	Mw 8. 2 7	Mw 7. 4
震 源 の 位 置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県
震 源 の 深 さ	約 1 0 ～ 3 0 k m			
想 定 ケ ー ス	① 冬早朝 5 時、②春秋昼 1 2 時、③冬夕刻 1 8 時			

(2) 岩倉市の被害予測 (この表は、冬早朝 5 時の想定最大値)

		東海地震	東南海地震	東海・東南海 地震連動	養老―桑名―四 日市断層帯
地震動	5 弱以下 (%)	9 6	0	0	0
	5 強 (%)	4	8 6	7 2	8 4
	6 弱 (%)	0	1 4	2 8	1 6
	6 強 (%)	0	0	0	0
液状化	極めて低い (%)	9 3	3 3	2 8	4 7
	低い (%)	7	4 2	3 5	3 9
	高い (%)	0	2 3	3 2	1 4
	極めて高い (%)	0	2	5	0
建物	全壊棟数 (棟)	—	約 4 0	約 5 0	約 3 0
	半壊棟数 (棟)	約 2 0	約 2 9 0	約 3 6 0	約 1 1 0
火災	出火件数 (件)	0	0	—	0
	焼失棟数 (棟)	0	0	0	0

		東海地震	東南海地震	東海・東南海 地震連動	養老―桑名―四 日市断層帯
ライフライン	上水道 (戸)	0	約 1, 2 0 0	約 1, 7 0 0	約 2 9 0
	都市ガス (戸)	0	0	約 1 4, 0 0 0	0
	L P ガス (戸)	1 0	約 1 0 0	約 1 3 0	約 4 0
	電力 (口)	0	約 1, 5 0 0	約 2, 5 0 0	約 2, 4 0 0
	電話 (件)	0	約 5 0	約 2 4 0	約 2 0 0
	下水道 (人)	約 2 0	約 1 6 0	約 1 9 0	約 1 3 0
人的・生活機能	死者数 (人)	0	0	—	0
	負傷者数 (人)	—	約 6 0	約 7 0	約 2 0
	帰宅困難者数 (人)	約 2, 1 0 0	約 2, 1 0 0	約 2, 1 0 0	約 2, 1 0 0
	避難所生活者数 (人)	約 1 0	約 1 5 0	約 1 8 0	約 1 1 0

人口：約 4 7, 0 0 0

建物棟数：約 1 3, 0 0 0 棟

—：若干

第5節 東海地震・東南海地震・南海地震等の被害予測

1 調査の目的

戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として実施

2 調査対象地震

(1) 5 地震参考モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、過去に実際に発生したものを参考に想定（発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル）

(2) 最大想定モデル

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても補足的に想定（南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮し、平成24年8月29日に公表した内容に基づく想定）

（震度分布の推計）

ア 陸側ケース： 強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの。

イ 東側ケース： 強震動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの。

(3) 想定結果の概要 「岩倉市の被害予測」

ア 地震動域

（単位：平方キロメートル）

震度	5 地震参考モデル	最大想定モデル （陸側ケース）	最大想定モデル （東側ケース）
5 強	9. 0	0	4. 0
6 弱	2. 0	10. 0	6. 0
6 強	0	0	0
最小震度	5. 2	5. 4	5. 2
最小震度（震度階）	5 強	5 強	5 強
最大震度	5. 6	6. 1	6. 0
最大震度（震度階）	6 弱	6 強	6 強

参考 気象庁震度階級表（抜粋）

震度階級	計測震度
5 弱	4. 5 以上 5. 0 未満
5 強	5. 0 以上 5. 5 未満
6 弱	5. 5 以上 6. 0 未満
6 強	6. 0 以上 6. 5 未満
7	6. 5 以上

イ 液状化

（単位：平方キロメートル）

想定域	5 地震参考モデル	最大想定モデル (陸側ケース)	最大想定モデル (東側ケース)
大 (極めて高い)	1. 0	2. 0	2. 0
中 (高い)	2. 0	3. 0	2. 0
小 (低い)	3. 0	2. 0	3. 0

ウ 建物・火災 (単位：棟 冬夕方 18 時発災・風速 5m)

全壊・全焼	5 地震参考モデル	最大想定モデル (陸側ケース)	最大想定モデル (東側ケース)
揺れ	約 2 0	約 2 0 0	約 6 0
液状化	約 2 0	約 3 0	約 2 0
焼失	わずか	約 2 0 0	約 1 0

エ 死者数 (単位：人 冬深夜 5 時発災 避難率低の場合)

	5 地震参考モデル	最大想定モデル (陸側ケース)	最大想定モデル (東側ケース)
建物倒壊	わずか	約 1 0	わずか
火災	わずか	わずか	わずか
ブロック塀等の倒壊	わずか	わずか	わずか

オ ライフライン機能支障 (発災 1 日後 冬夕方 18 時発災)

	5 地震参考モデル
上水道 断水人口	約 4 4, 0 0 0 人
下水道 機能支障人口	約 7 0 0 人
停電軒数	約 2 1, 0 0 0 軒
固定電話不通回線数	約 6, 6 0 0 回線
都市ガス 復旧対象戸数	わずか
L P ガス 機能支障世帯数	約 2 0 0 世帯
災害廃棄物等	約 7, 0 0 0 トン

カ 避難者 (冬夕方 18 時発災)

	5 地震参考モデル
1 日後	約 4 0 0 人
1 週間後	約 5, 0 0 0 人
1 か月後	約 4 0 0 人

キ 帰宅困難者 (平日 12 時発災)

	5 地震参考モデル
帰宅困難者数	約 2, 0 0 0 人～約 2, 2 0 0 人

第6節 濃尾地震を想定した被害予測（平成27年調査分）

1 調査の目的

阪神・淡路大震災の状況を鑑み、平成7年度に内陸直下型の「濃尾地震」の再来を想定した「岩倉市地震対策基礎調査」を実施したが、その後の岩倉市をとりまく社会環境の変化や、中央防災会議、愛知県などによる地震被害予測手法の見直しなどを踏まえ、岩倉市に最も大きな影響を与える恐れがある地震として「濃尾地震」を想定し、調査を実施した。

2 地震の規模

濃尾地震と同様のマグニチュード8

3 震源断層

濃尾地震の震源断層である根尾谷断層系

4 調査結果の概要

(1) 震度の状況

震度	面積比率（市全体）
6強	63%
7	37%

(2) 液状化の状況

液状化の可能性	面積比率（市全体）
可能性が高い（ $PL < 15$ ）	31%
可能性がある（ $5 < PL \leq 15$ ）	48%
可能性が低い（ $PL \leq 5$ ）	10%
可能性が極めて低い（ $PL = 0$ ）	11%

(3) 建物被害

ア 揺れ・液状化

要因	構造	建物数	全壊	半壊
			棟数（割合）	棟数（割合）
揺れ	木造	11,569	3,846（33.2%）	3,303（28.6%）
	非木造	3,956	308（7.8%）	544（13.7%）
液状化	木造	11,569	114（1.0%）	220（1.9%）
	非木造	3,956	65（1.6%）	80（2.0%）
計	木造	11,569	3,960（34.2%）	3,523（30.5%）
	非木造	3,956	373（9.4%）	624（15.8%）

イ 火災

項目	季節・時間帯		
	冬：深夜 5 時	夏：昼 12 時	冬：夕方 18 時
全出火件数（件）	8	8	21
焼失棟数（棟）	962	1,098	2,458

ウ 人的被害

（単位：人）

項目	種別	季節・時間帯		
		冬：深夜 5 時	夏：昼 12 時	冬：夕方 18 時
死者	建物損壊	272	227	245
	地震火災	10	9	44
負傷者	建物損壊	1,499	1,234	1,349
	地震火災	188	177	486
重傷者	建物損壊	432	354	388
	地震火災	11	8	25

エ ライフラインへの影響

①上水道

経過日数	被害件数（件）	被害率（件/km）	断水率（％）	影響人口（人）
地震直後	1,022	4.9	99.6	45,397
1 日後	—	—	95.5	43,528
2 日後	—	—	95.4	43,483

②下水道

項目	被害量	被害率
下水道管路	14.92km	12.6％
影響人口	3,727 人	8.2％

③ガス施設

施設	状態	影響量
都市ガス	安全措置による供給停止	岩倉市全域
L P ガス	機能障害	2,744 世帯（54.6％）

④通信施設

状態	影響量
火災・揺れ等による不通	約 8,800 回線

*①～④いずれも停電による影響は含まない。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「自然と調和した安全でうるおいのあるまち」をまちづくりの基本目標の1つとして、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進している本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくするよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、**住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し**、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画、愛知県地域防災計画及び「第3章 被害想定」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図るとともに、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する道路整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市、県の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 岩倉市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 愛知県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、また災害の規模が大きく市で処理することが困難と認められるとき、あるいは、防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市および県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 岩倉市

(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収

集伝達を行う。

- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (17) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (19) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県関係機関

(1) 県

- ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- イ 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- ウ 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- エ 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- オ 避難の指示を代行することができる。
- カ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- キ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ク 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ケ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- コ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- サ 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- シ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- ス 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- セ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

- ソ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
 - タ 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
 - チ 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
 - ツ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
 - テ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
 - ト 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
 - ナ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
 - ニ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
 - ヌ 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
 - ネ 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
 - ノ 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
 - ハ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
 - ヒ 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。
- (2) 愛知県江南警察署
- ア 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。
 - イ 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
 - ウ 津波に関する予警報の伝達を行う。
 - エ 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。
 - オ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
 - カ 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
 - キ 人命救助を行う。
 - ク 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
 - ケ 災害時等における交通秩序の保持を行う。
 - コ 警察広報を行う。
 - サ 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
 - シ 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
 - ス 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
 - セ 緊急通行車両等**確認及び確認証明書**の交付を行う。
- (3) 愛知県尾張県民事務所
- ア 災害に関する情報の収集伝達を行う。
 - イ 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
 - ウ 緊急輸送車両の確認を行う。
- (4) 愛知県一宮建設事務所
- ア 公共土木施設に対する応急措置を行う。
 - イ 公共土木施設の新設改良及び災害復旧を図る。
- (5) 愛知県江南保健所

- ア 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- イ 災害救助法に基づく医療及び助産を行う。

3 指定地方行政機関

(1) 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(2) 愛知労働局

- ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。

(3) 中部地方整備局

- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
 - (イ) 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - (ウ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - (エ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - (オ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
 - (カ) 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

(キ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 初動対応

(ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(イ) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

(ウ) 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

ウ 応急復旧

(ア) 気象庁が地方整備局管内で震度 4 以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。

(イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

(ウ) 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。

(エ) 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

(オ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。

(カ) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。

(キ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

4 指定公共機関

(1) 独立行政法人都市再生機構

ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。

イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

(2) 日本赤十字社

ア 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ 避難所の設置に係る支援を行う。

ウ 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。

エ 血液製剤の確保と供給を行う。

オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

カ 義援金等の受付及び配分を行う。

なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

(3) 日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(4) 中部電力株式会社（※1）、株式会社 J E R A

ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。

イ 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

ウ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）

(5) 東邦瓦斯株式会社（※）

ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。

イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

(6) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

(7) 西日本電信電話株式会社

ア 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

ウ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

エ 気象等警報を市町村へ連絡する。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(8) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

(9) KDD I 株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(10) 株式会社NTTドコモ

ア 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

イ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

(11) ソフトバンク株式会社

ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(12) 楽天モバイル株式会社

ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。

ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

ア 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

5 指定地方公共機関

(1) 愛知県尾張水害予防組合

ア 水防施設、資機材の整備と管理を図る。

イ 水防計画の策定及びその推進を図る。

(2) 各ガス事業会社

ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。

イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

(3) 一般社団法人愛知県トラック協会

緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

(4) 名古屋鉄道株式会社

ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

イ 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。

ウ 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。

エ 旅客の避難、救護を実施する。

オ 列車の運転規制を行う。

カ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。

キ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。

ク 死傷者の救護及び処置を行う。

ケ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

(5) 一般社団法人愛知県L P ガス協会

- ア L P ガス設備の災害予防措置を講ずる。
- イ 発災後は、L P ガス設備の災害復旧をする。

(6) 報道機関

- ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。
- イ 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。
- ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
- エ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。
- オ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- カ 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
- キ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 岩倉市医師会

- ア 医療及び助産活動に協力する。
- イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- ウ その他市が実施する災害応急対策等について協力する。

(2) 尾北歯科医師会岩倉地区会

- ア 歯科保健医療活動に協力する。
- イ 身元確認活動に協力する。
- ウ その他市が実施する災害応急活動等について協力する。

(3) 尾北薬剤師会岩倉支部

- ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

(4) 産業経済団体

愛知北農業協同組合岩倉支店、岩倉市商工会、岩倉市建設協力会は、それぞれ関係の被害調査応急対策を行うとともに、その関係業務について市が実施する災害応急対策に協力する。

(5) 自主防災会・婦人防火クラブ

自主防災会・婦人防火クラブは、地域内の被害調査等応急対策に協力する。

(6) 文化・厚生・社会団体

岩倉市赤十字奉仕団・婦人会等は、被災者の救助活動及び義援金の募集等について協力する。

(7) 危険物、その他重要な施設の管理者

危険物施設、その他重要な施設の管理者は、当該施設について防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防計画

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する

など、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

(1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(3) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(4) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、大地震により行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等やボランティア団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(5) 災害中間支援組織の育成等

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(6) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市、県及び商工団体等における措置

市、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備等

市、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 建築物の耐震推進

1 市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は災害時の応急活動等を円滑に進めるために次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

特に、災害時の拠点となる市庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

ア 防災上重要な建築物

(ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中核を担う市庁舎、消防本部等

(イ) 被災者の救護所、避難所となる、学校等の施設

イ 防災上重要な建築物に対する対応

(ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保

(イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定

(ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(2) その他の市有建築物の耐震性の確保

その他の市有建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、民間施設関係団体等の指導に努めるものとする。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進

昭和56年5月以前に着工された旧建築基準で建てられた木造住宅（以下「旧基準住宅」という。）については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、市は、旧基準住宅を対象に無料耐震診断員派遣事業を実施する。

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

県は、旧基準住宅を対象に市の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

ア 普及・啓発

市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。

イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成

県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

ウ 市の耐震診断費補助事業への助成

県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。

エ 市の耐震改修費・除却費補助事業への助成

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられて

いる建築物に対する市の耐震改修費・除却費補助事業に助成するものとする。

オ 建築関係団体や大学等と連携した取組

県、市及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努めるものとする。

県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。

(4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

(5) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

(1) 高層建築物の防災対策

11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く県民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

県は、市や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

市及び県は、地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路（※）
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)

(※)「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

3 河 川

(1) 河川の整備

河川、堤防については整備されつつあるが、地域開発の増進により排水量が急増し、施設の機能低下をきたしている箇所については、堤防の嵩上げ等の応急対策のほか、恒久対策として堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、河川の維持水位を極力低下させる河川改修を計画的に推進する必要がある。また、排水施設についても、地震に対してその機能が保持できるように改築、整備を図る。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、地震のデータを収集できるよう整備する。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置

場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH 計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

5 下水道

下水道管理者（県及び市）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用

する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

(4) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

(5) 民間団体等の協力

下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 通信施設

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(ア) 設備の耐震対策

- ① 建物、鉄塔の耐震対策
- ② 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- ① 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
- ② 防水扉・防潮板の設置
- ③ 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- ④ 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(ウ) 通信網の整備

- ① 伝送路の多ルート化
- ② 大都市における洞道網の建設促進及び整備

(エ) 各種災害対策機器の整備

- ① 孤立防止用衛星電話機の配備
- ② 可搬型無線機の配備
- ③ 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- ④ 舟艇の配備
- ⑤ 防災用資機材の配備

(オ) 防災に関する訓練

- ① 災害予報及び警報伝達の訓練
- ② 災害時における通信の疎通訓練
- ③ 設備の災害応急復旧訓練
- ④ 社員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

イ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

(ア) 設備の耐震対策

- ① 建物、鉄塔の耐震対策
- ② 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火対策

- ① 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- ② 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施

(ウ) 通信網の整備

- ① 国際伝送路の多ルート化
- ② 国内外代替伝送路の確保

(エ) 防災に関する訓練

- ① 災害予報及び警報伝達の訓練
- ② 災害時における通信の疎通訓練
- ③ 国際通信設備等の応急復旧訓練
- ④ 社員の非常参集訓練

(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

- ① 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
- ② 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
- ③ 可搬型国際電話ブース配備の検討

(カ) 緊急連絡手段確保対策

- ① 緊急社員呼出しシステム導入の検討
- ② アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討

(キ) 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備

ウ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

(ア) 設備の耐震対策

- ① 建物、鉄塔の耐震対策
- ② 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- ① 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- ② 防水扉・防潮板の設置

(ウ) 通信網の整備

- ① 伝送路の多ルート化
- ② 重要通信センタの分散化

(エ) 各種災害対策機器の配備

- ① 移動無線基地局車の配備
- ② 移動電源車の配備
- ③ 非常用マイクロ設備の配備
- ④ 衛星携帯電話及び携帯電話の配備

(オ) 防災に関する訓練

- ① 災害予報及び警報伝達の訓練
- ② 災害時における通信の疎通訓練
- ③ 設備の災害応急復旧訓練
- ④ 社員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策

蓄電池、発電装置の長時間化

(キ) 被災地域への通信の疎通確保対策

- ① 災害対策機器による通信の疎通確保
- ② 非常用基地局による通信の疎通確保

エ ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

(ア) 設備の耐震対策

- ① 建物、鉄塔の耐震対策
- ② 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防潮対策

- ① 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- ② 防水扉・防潮板の設置

(ウ) 通信網の整備

- ① 伝送路の多ルート化
- ② 主要な中継交換機の分散設置
- ③ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

(エ) 防災に関する訓練

- ① 災害予報及び警報伝達
- ② 非常招集
- ③ 災害時における通信疎通確保
- ④ 各種災害対策用機器の操作
- ⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧

- ⑥ 消防
- ⑦ 避難と救護
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - 衛星回線により基地局伝送路の検討
- (カ) 緊急輸送対策
 - 委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備
- オ 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

- (ア) 設備の耐震対策
 - ①建物、鉄塔の耐震対策
 - ②通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火対策
 - ①防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- (ウ) 通信網の整備
 - ①伝送路の多ルート化
 - ②主要な中継交換機の分散設置
 - ③主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
- (エ) 防災に関する訓練
 - ①災害予報及び警報伝達
 - ②非常招集
 - ③災害時における通信疎通確保
 - ④各種災害対策用機器の操作
 - ⑤電気通信設備等の災害応急復旧
 - ⑥消防
 - ⑦避難と救護
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - 可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討
- (カ) 緊急連絡手段確保対策
 - コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備
- (キ) 緊急輸送対策
 - 関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

(2) 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する。

ウ 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

エ 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

カ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用を努めるものとする。

(3) 各種通信対策

ア 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。(一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできないが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。)

イ 放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。

(ア) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。

(イ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。

(ウ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

(エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

(オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

ウ 非常通信

地震が発生、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

(ア) 非常通信協議会の拡充強化

(イ) 非常通信訓練の実施

(ウ) 非常通信訓練の総点検

エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るよう努める。

7 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

第4節 文化財の保護

1 市における措置

- (1) 防災思想の普及
文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
 - (2) 管理者に対する指導・助言
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
 - (3) 連絡・協力体制の確立
災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
 - (4) 適切な修理の実施
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
 - (5) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
 - (6) 文化財及び周辺の環境整備
文化財並びに周辺の環境整備を常を実施する。
- 2 重要文化財の耐震対策
平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。
- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
 - (2) 対処方針の作成・提出
 - (3) 耐震対策推進の周知徹底
 - (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
 - (5) 耐震予備診断実施の徹底
 - (6) 県の指導・助言
- 3 応急的な対策
被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。
- 4 災害時の対応
災害時には、次の対策を実施する。
- (1) 被害状況の把握と報告
 - (2) 事後措置の指示・伝達

第 5 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 1 市及び県における措置
県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。
また、市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。
- 2 地震防災緊急事業五箇年計画
- (1) 作成主体は、都道府県知事
 - (2) 計画の対象地域は、愛知県全域
 - (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第 3 条第 1 項に掲げる施設等の整備等
第 1 号 避難地

- 第2号 避難路
- 第3号 消防用施設
- 第4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 第5号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- 第6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 第7号 公的医療機関等のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第8の2号 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第10号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第11号 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 第12号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- 第13号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 第14号 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 第15号 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 第16号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 第17号 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 第18号 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 第19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 第20号 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

3 単独事業等

(1) 防災対策事業

市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業(防災基盤整備事業・公共施設等耐震化事業)を実施する。

ア 防災基盤整備事業の概要

(ア) 事業計画：防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出

(イ) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域化対策事業

イ 公共施設等耐震化事業の概要

(ア) 事業計画：公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出

(イ) 対象事業：地域防災計画にその耐震改修を進める必要のある施設

(2) 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

1 市における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 市における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 市における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 市における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第4章 液状化対策

■ 基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

第1節 土地利用の適正誘導

1 市における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

1 市における措置

(1) 液状化危険度の周知

市は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、県と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- (ア) 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、県等と共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 地震計等観測機器の維持・管理

市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(10) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(11) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

2 消防機関（市）における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬

剤等の資機材の整備を図る。

3 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、**デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築**など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 防災情報システムの整備

市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、市及び県は、災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

4 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛等を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的

に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート of 確保計画を検討する。

6 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3 日	3	おおむね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4 日～10 日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11 日～21 日	100	おおむね 100m 以内	同上
22 日～28 日	被災前給水量(約 250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

ウ 受水槽の利用

公共施設等の受水槽を利用して応急給水する。

7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定

の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

- (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水等の危険性に配慮する。

9 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、岩倉市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

- (2) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

10 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第6章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県における措置

県は、市に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

3 市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 市における措置

(1) 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開

放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

ア 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- (ア) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。
- (イ) 広域避難場所における避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上とする。
- (ウ) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- (エ) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (オ) 広域避難場所は、浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (カ) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m 以上、建ぺい率 5% 程度疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れている所とする。
- (キ) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

イ 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

(2) 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難道路はおおむね 8m～10m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- エ 津波や浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量になるべく少ないこと。

第 3 節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明

確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること

イ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災安全局公表)の浸水想定区域

ウ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア **避難の指示**を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用必需品の支給
- (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

1 市における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

指定した緊急避難場所や避難所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 避難地区分け

エ 緊急避難場所、避難所への経路

オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

- ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと
- ・ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

(ウ) 津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コ

- ピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (5) 避難所の破損等への備え
- 市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。
- (6) 避難所の運営体制の整備
- ア 市は、「避難所運営マニュアル」を活用や、県が作成した「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
- イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
- また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者をいう。

- ①要介護認定３・４・５を受けている者
- ②身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者
（心臓・腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③療育手帳Ａを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記要件から漏れた者で、自ら避難することが困難で、登録を望む者
- ⑦上記以外で自主防災組織が支援の必要を認めた者

（ウ）地域ぐるみの避難行動要支援者支援

市は、長寿介護課、福祉課、健康課、子育て支援課、協働安全課及び消防本部の連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している民生委員、社会福祉協議会、福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定等に努めるものとする。

また、避難行動要支援者の避難支援には、市内すべての住民が避難支援者となる必要があることを認識する体制づくりに努めるものとする。

（エ）避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市町村内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

（オ）避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

（カ）避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿に登載された情報を利用・提供できる避難支援等関係者の範囲は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防団、江南警察署、岩倉市社会福祉協議会とする。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明および意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画の作成等

（ア）個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路そ

の他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防団、江南警察署、岩倉市社会福祉協議会とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について努めるものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

オ 情報漏洩を防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿の作成、更新及び削除にあたって、名簿情報の提供に際する情報漏洩を防止するため、次の措置を求め、あるいは講じるものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

(イ) 災害対策基本法に基づき提供されている避難行動要支援者名簿に関する事項は、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(ウ) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。

(エ) 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導する。

(オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

(カ) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

(4) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いる

など簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 災害ケースマネジメント

県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

■ 基本方針

- 市及び県は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

第1節 火災予防対策に関する指導

1 市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

市は、消防団、婦人（女性）消防クラブ、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

2 市及び県における措置

(1) 危険物等保安確保の指導

市及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、岩倉市火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(2) 震災時の出火防止対策の推進

市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

1 市における措置

市は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団

員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

第3節 危険物施設防災計画

1 市及び県における措置

(1) 保安確保の指導

市及び県は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

1 高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア 貯槽

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をする。

また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ 塔類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の附属品には十分な補強をする。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎上に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

オ 防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ 防消火設備

水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

また、遠隔操作ができる構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。

また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場や化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって行われている。

このため、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。

また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

1 市及び県における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第9章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

- 市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市における措置

市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

2 市及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担

当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や市、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 市及び県における措置

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。なお、平常時は消防学校及び公園として活用する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、**災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。**

第 10 章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 地震災害を最小限に食い止めるには、市、県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。
- 市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第 1 節 防災訓練の実施

1 市における措置

(1) 総合防災訓練

毎年 8 月 30 日から 9 月 5 日の防災週間を中心に、市の地域における防災関係機関並びに民間企業・ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

イ 災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

なお、市、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により関係機関相互に連携して行うものとする。

(2) 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(3) 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(4) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、

きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(5) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(6) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

3 市及び公立・私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 市及び県、名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

県は、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、地震体験車を市に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

コ 避難生活に関する知識

サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール等の決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに

に、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

ア 平常時の心得に関する事項

イ 地震発生時の心得に関する事項

ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

(3) 自動車運転者に対する広報

市は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市、県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請

県は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市及び公立・私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

（ア）通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

（イ）平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

（ウ）異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

（エ）児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

（オ）幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

（カ）高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに（ア）から（エ）までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

（ア）異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

（イ）通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

（ウ）登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

1 市及び県における措置

市は住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

(1) 防災意識調査の実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。

(2) 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で耐震相談を実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

(3) 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている県民のために、市及び県並びに防災関係機関は、相談に応ずるものとする。

第 1 1 章 震災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

第 1 節 震災に関する調査研究の推進

1 市における措置

本市は、具体的な震災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施してきたところである。

また、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などにおいても調査研究が行われており、これらの機関とも連携し、総合的に調査研究を推進することとする。

こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

(1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査）

本市の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。自然条件については、ボーリング調査等を活用し、地形・地質・地盤の構造などについて調査研究を進める。

(2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査

将来発生するであろう地震の予知については、国、県、研究機関等が実施した調査結果の収集に努める。

(3) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

ア 東海地震・東南海地震等被害予測調査（平成 14～15 年度、愛知県実施）

海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施した。

イ 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 23～25 年度、愛知県実施）

海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施した。

ウ 岩倉市地震対策基礎調査（平成 7 年度）

阪神・淡路大震災の状況を鑑み、内陸直下型の「濃尾地震」の再来を想定し、岩倉市内の被害状況について予測調査を実施した。

エ 岩倉市地震対策基礎調査（平成 27 年度）

平成 7 年度に内陸直下型の「濃尾地震」を想定した「岩倉市地震対策基礎調査」を実施したが、その後の岩倉市をとりまく社会環境の変化や、中央防災会議、愛知県などによる地震被害予測手法の見直しなどを踏まえ、最新の被害予測調査を実施した。

(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。

(5) 防災カルテ等の整備

市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(6) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。

第1節 初動体制

本市に、大規模地震（名古屋地方気象台が愛知県西部に震度5弱以上と発表）が発生した場合、全職員は防災拠点に自主参集し、岩倉市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し職員初動マニュアルのもとで活動するための体制について定めたものである。

1 緊急防災要員の設置

(1) 市長等の緊急登庁

市長等（副市長・教育長及び部長）は勤務時間外に大規模地震（震度5弱以上）が発生した場合は、直ちに緊急登庁する。

(2) 緊急防災要員の指定

緊急防災要員（以下「要員」という。）は全職員を指定する。

2 防災拠点

職員が自主参集する防災拠点施設は、市役所、5小学校、消防署、配水場、保健センターとする。

3 班の編成及び分担業務

班の編成及び各班の分担業務は別表1に定める。

4 参集場所

要員は、防災拠点の指定された場所（別表2）に自主参集する。

5 初動体制の解除

対策本部及び各班が正常な運営ができる状態に至ったときは、本部長の指示により、逐次、災害対策本部業務分担に移行し、初動体制を解除する。

6 現地本部設置

大規模地震(震度5弱以上)が発生した場合、自動的に小学校区に現地本部を設置するものとする。

(1) 組織及び運営

ア 現地本部に班長・副班長を置き、不在の時は代理をもって充てる。

イ 班長・副班長で現地本部の事務を処理する。

7 参集時の注意事項

参集途上での被害状況を報告する。

別表 1

緊急防災要員による初動体制

班名	分担業務
秘書人事班	・ 災害時の出動職員の管理に関すること。 ・ 電話等による被害の通報の受付に関すること。 ・ <u>災害広報に関すること。</u>
協働安全班	・ 災害対策本部の設置に関すること。 ・ 県及び防災関係機関との連絡に関すること。 ・ 被害状況等の取りまとめに関すること。
行政班	・ 本庁舎（災害対策本部）の機能保持に関すること。 ・ <u>情報システム機器等の被害調査及び復旧に関すること。</u>
健康班	・ 医療・救護に関すること。 ・ 避難所等の保健指導に関すること。
都市整備班	・ 道路・橋梁の被害状況調査に関すること。 ・ 道路・橋梁の機能回復・復旧工事に関すること。
維持管理班	
上下水道班	・ 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
消防班	・ 消防活動に関すること。 ・ 被災者の救護に関すること。 ・ 消防団の指揮・出動に関すること。
第一次現地班	避難所運営マニュアルに基づき ・ 避難所の開設 ・ 避難者の受け入れ ・ 避難所の運営
第二次現地班	・ 各班の応援及び業務継続計画移行の準備

別表 2

防災拠点の所在地

防災拠点	所在地	電話番号	班員
岩倉市役所	栄町一丁目 6 6	6 6 - 1 1 1 1	・ 秘書人事班 ・ 協働安全班 ・ 行政班 ・ 維持管理班 ・ 都市整備班 ・ 上下水道班 ・ 第二次現地班
保健センター	旭町一丁目 2 0	3 7 - 3 5 1 1	・ 健康班
配水場	井上町流 8 0	6 6 - 1 3 6 1	・ 上下水道班（上水道 G）
消防本部	川井町北穴田 1 1 9	3 7 - 5 3 3 3	・ 消防班
五条川小学校	神野町郷浦 1 8	6 6 - 3 1 2 5	・ 五条川小学校の第一次現地班
岩倉東小学校	東町掛目 1	6 6 - 2 3 1 1	・ 岩倉東小学校の第一次現地班
岩倉北小学校	本町南新溝廻間 2	3 7 - 1 2 2 1	・ 岩倉北小学校の第一次現地班
岩倉南小学校	大地町小森 9 3 - 1	6 6 - 1 0 0 8	・ 岩倉南小学校の第一次現地班
曽野小学校	曽野町井森 1	6 6 - 3 2 1 4	・ 曽野小学校の第一次現地班

第 2 節 活動態勢（組織動員配備計画）

市は、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

また、各防災関係機関は地震災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

1 市災害対策本部（以下「本部」という。）

(1) 地震情報の収集・伝達

市では、地震の発生を知った場合に活動態勢をとるため、速やかに地震情報を収集伝達し、本部設置に向けての所要の体制整備を行う。

また、市は計測震度計等の地震情報を「震度情報ネットワークシステム」へ自動的に送信する。

(2) 本部の組織

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに岩倉市災害対策本部条例（昭和 46 年条例第 11 号）及び岩倉市災害対策本部規程に定めるところによる。

(3) 本部の設置及び廃止

本部は、第 3 章に定めるもののほか次の区分により設置し、災害の発生のおそれが解消し、

又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときは本部を廃止する。

ア 地震発生により、被害をもたらすおそれのあるとき。

イ 名古屋地方気象台が岩倉市における震度を５弱以上と発表したとき。

ウ 市の地域に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。

(4) 本部の非常配備

本部の活動態勢の確立のためには、市職員の動員配備計画を定めることが最も重要である。

市は次の基準によりあらかじめ市職員の非常配備基準に基づき、迅速な動員の確保に努めなければならない。

ア 第１地震非常配備

東海地震に関連する調査情報が発表されたとき。

その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。

イ 第２地震非常配備

東海地震注意情報が発表されたとき。

名古屋地方気象台が岩倉市に震度４を発表したとき。

ウ 第３地震非常配備

警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合。

大規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

名古屋気象台が岩倉市に震度５弱以上を発表したとき。

(5) 本部会議

本部会議は本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害応急対策の基本事項について協議し、本部長の指示をうける。

本部員会議は次の事項について協議する。

ア 本部の配備態勢に関すること。

イ 災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 避難の指示に関すること。

エ 国、県その他関係機関に対する応援要請に関すること。

オ その他災害対策に関する重要な事項に関すること。

(6) 本部会議の開催

本部会議の開催は、次のとおりとする。

ア 会議は、特別の指示がない限り、本庁内で開催する。

イ 本部員は、それぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ 本部員は、必要により班長及びその他の職員を伴って会議に出席することができる。

エ 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、副本部長に申し出るものとする。

(7) 本部の標識等

本部の標識の種別は次のとおりとする。

ア 標示板

本部を設置したときは、標示板を市役所玄関前に掲示する。

イ 車両旗

防災活動に使用する自動車は、車両旗を取り付ける。

ウ 着衣等

防災活動に従事する職員は、あらかじめ貸与された防災服その他の装備及び腕章を着用する。

(8) 本部の事務を行う場所等

本部の事務を行うため、本庁 6 階災害対策室に設置する。

なお、被災状況により、本庁 7 階大会議室を充てるものとする。

(9) 非常連絡体制の整備

災害対策本部を迅速に立ち上げるため、大規模地震発生後 1 時間で**本部会議**を開催することを目標に、職員の非常連絡体制を整備する。

2 非常配備の編成及び動員

(1) 非常配備の区分

職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、組織ごとに配備の種類に応じた編成を定めておくものとする。

ア 第 1 地震非常配備

災害が発生するおそれがあり、今後の状況に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときで、当該災害に関する組織の少数の人員をもって災害応急対策を推進する。(協働安全課職員、消防本部総務課及び当直の消防職員)

イ 第 2 地震非常配備

相当規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したときで、当該災害に係る組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制(協働安全課職員、都市整備課、維持管理課及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直の消防職員)

ウ 第 3 地震非常配備

大規模の災害が発生したときで、全組織を挙げて災害応急対策を推進する。(全部の部員)

(2) 非常連絡

ア 通信担当職員(消防)は、地震非常配備に該当する東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言並びに相当規模の地震情報を受信したときは、直ちに総務部長に連絡する。

(3) 職員の動員

ア 第 1 地震非常配備で、夜間及び勤務時間外における動員その他の連絡は、電子メール、電話等を利用して行う。

イ 名古屋地方気象台が愛知県西部に震度 5 弱以上を発表したとき又は東海地震注意情報が発表されたとき、その他相当規模の地震が発生した時は、非常配備担当職員は動員命令を持つことなく自己の判断により直ちに登庁しなければならない。

3 現地災害対策本部(災害対策基本法及び岩倉市災害対策本部条例に基づく)

大地震により、災害が市内(災害地区)に集中的に発生し、各小学校区を単位に死傷者が生じ、又は家屋の全壊、全焼、流出などにより住家の滅失した世帯数が概ね 10 世帯以上に達した時は現地災害対策本部を設置する。

(1) 組織及び運営

現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、災害対策本部員(部長)のうちから災害対策本部長が指名する。

- ア 現地災害対策本部長は現地災害対策本部の事務を掌理する。
- イ 現地災害対策本部員は現地災害対策本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を処理する。
- ウ 現地災害対策本部員はあらかじめ配置された現地班員の中から現地災害対策本部長が指名する。

4 自主防災組織

自主防災会は組織編成に基づき、情報の伝達、初期消火、避難誘導、応急救護、給食給水活動を行い地区内のボランティアの受け入れを行う。

別 表

非常配備基準

区 分	第 1 地震非常配備	第 2 地震非常配備	第 3 地震非常配備
配備基準	1 市内に震度 3 の地震を観測したとき。 2 東海地震に関連する調査情報が発表された場合又はその報道に接したとき。 3 その他相当規模の地震が発生するおそれがあるとき。	1 名古屋地方気象台が岩倉市に震度 4 を発表したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報等が発表されたとき 3 東海地震注意情報が発せられた旨の通知を受けたとき又はその報道に接したとき。	1 名古屋地方気象台が岩倉市に震度 5 弱以上を発表したとき。 2 警戒宣言が発せられた旨の通知を受けたとき又はその報道に接したとき。 3 その他大規模の地震が発生するおそれがあるとき。
人 員	協働安全課職員、消防本部総務課及び当直消防職員	協働安全課職員、 商工農政課 、都市整備課、維持管理課及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直消防職員	全部の部員
活 動	災害に関する情報を収集するとともに防災資機材の点検整備を実施する。	1 災害に関する情報を収集するとともに防災資機材の点検整備を実施する。 2 東海地震注意情報の意義及び情報収集の呼びかけを行う。 3 その他地震に関する情報を収集するとともに災害応急活動を実施	1 本部の全力を挙げて災害応急対策活動を実施する。 ・警戒宣言発令の伝達 ・混乱の防止の呼びかけ ・飲料水の確保 ・道水路の点検 ・避難の指示（避難所の開設） ・その他必要な措置
対策本部の設置	必要に応じて警戒本部を設置する。	必要に応じて本部を設置する。	直ちに本部を設置する。

※平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

5 関係機関等の相互協力

(1) 職員の派遣

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり当該機関の職員のみでは不足する場合に、それぞれ指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり当該機関の職員のみで不足する場合は、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

ウ 被災市町村への職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

(2) 応援の要求

ア 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

イ 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し応援を求め、又は、応急措置の実施を要求することができる。

第3節 災害救助法の適用

1 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。

なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う救助の種類は、避難所の供与及び要配慮者の輸送とする。

(3) 市への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県	
食品の給与	市（県が委任）	
飲料水の供給	市（県が委任）	
被服、寝具の給与	市（県が委任）	
医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市（県が委任）	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県
学用品の給与		
	市立学校児童生徒分	市（県が委任）
	県立学校、私立学校等児童生徒分	県
埋葬	市（県が委任）	
死体の搜索及び処理	市（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

2 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 地震情報等の伝達

1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置

気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表する。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、**最大震度5弱以上**を予想した場合、または**長周期地震動階級3以上**を予想した場合に、**震度4以上**を予想した地域、または**長周期地震動階級3以上**を予想した地域に対し、緊急地震速報を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は地震動警報に位置づけられる。)

また、**最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上**と予想される場合、または**長周期地震動階級1以上**を予想した場合に緊急地震速報(予報)を発表する。

なお、緊急地震速報(警報)のうち**震度6弱以上**または**長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のもの**を特別警報に位置付けている。

(2) 地震に関する情報

地震発生約1分半後に**震度3以上の地域名等**を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度**情報**、**長周期地震動に関する観測情報及び遠地震**に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。

2 県における措置

(1) 気象庁又は名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知(緊急地震速報を除く)するものとする。

(2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、**震度3以上**を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。

3 市における措置

(1) 地震情報等を受領した総務部長は、気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに庁内放送により職員に伝達する。

(2) 地震情報等の伝達を受けた場合、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに必要により市民、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとする。

ア 無線広報車等により伝達する。

イ 区・自主防災組織を通じる。

ウ 電話による。(施設等)

エ 同報系防災行政無線により伝達する。

4 報道機関における措置

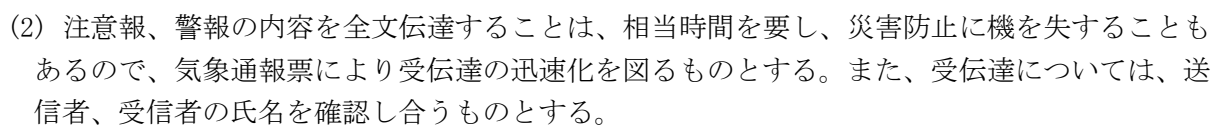
日本放送協会は、気象庁から緊急地震速報が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放

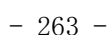
5 その他防災関係機関における措置

6 地震情報等情報の伝達

(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



(3) 県において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。



7 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難の指示等

地震等に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）

(1)により、立退きを指示した場合は、直ちに知事に報告する。



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

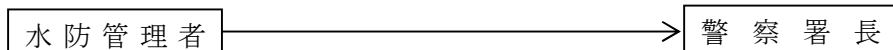
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）

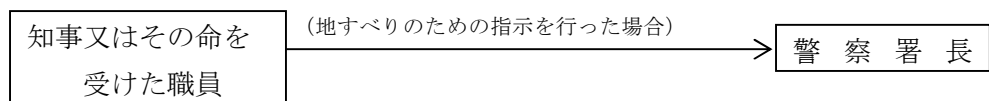


3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 通知（地すべり等防止法第25条）



(3) 市長への助言

知事は、市長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

(4) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

(5) 自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(5) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

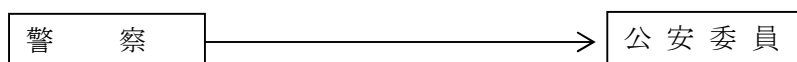
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

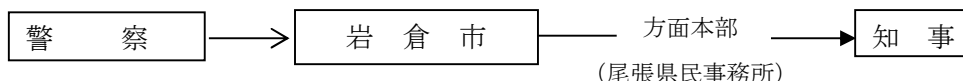
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）

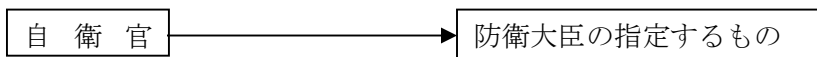


5 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4 (1) 「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



6 避難の指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

(1) 避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

7 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端

末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が定める「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき実施するものとする。

(4) 火災、災害即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項

のうちから逐次報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。)

また、一定規模以上の災害(即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

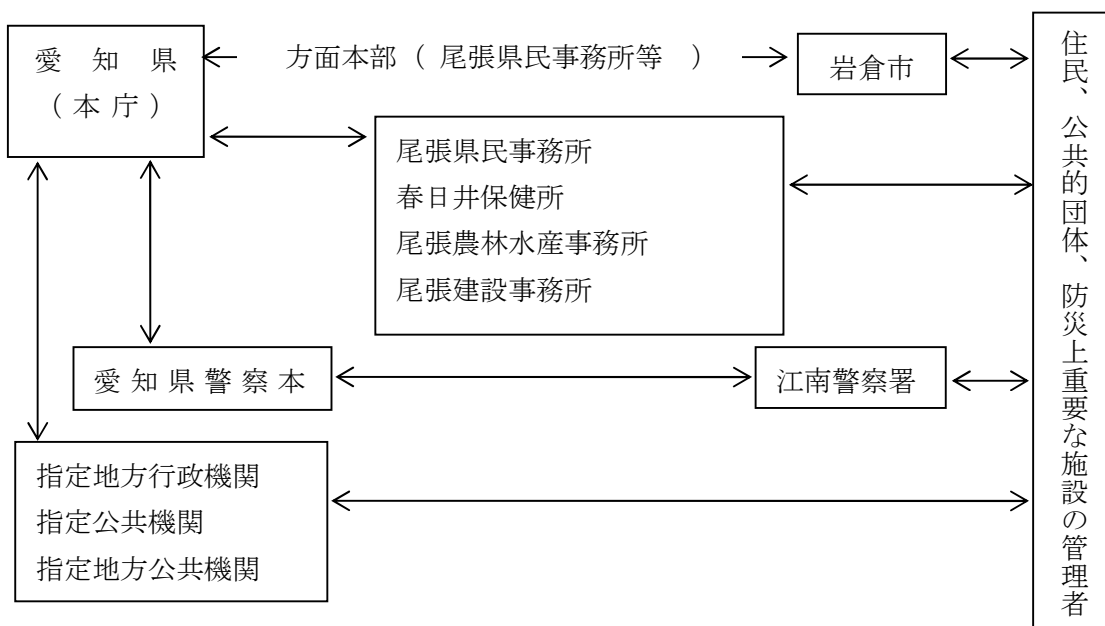
イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15 日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



(2) 市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報(画像情報を含む)及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

(3) 情報の収集伝達については、第2 節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話(FAX を含む。)のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。

(4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

(5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないよ

うに設置箇所等に留意する。

- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

4 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあつては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあつては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

5 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第２節 通信手段の確保

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

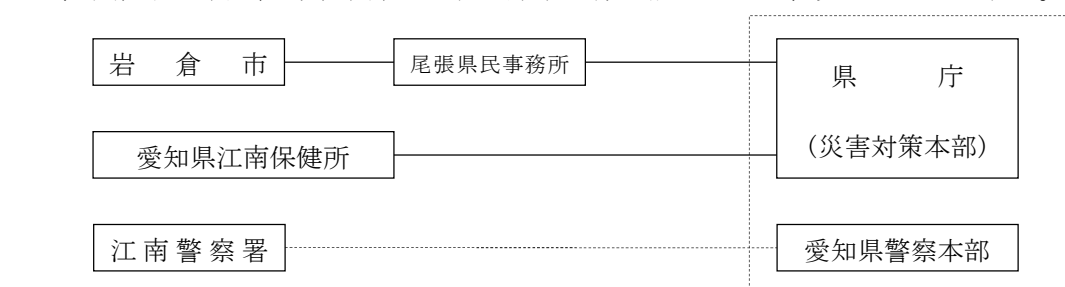
イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

なお、岩倉市が県災害対策本部へ通ずる非常無線通信ルートは、次のとおりとする。



□ — 県防災行政無線局と無線で情報送受の第1次的系統

□ — その他の防災関係機関に所属する無線局と無線回線で、防災行政系不通の場合における第2次的系統

㊦ — 原則として移動局用回線があるので、状況によっては通信輻輳もあり得る。

(6) 電話・電報施設の優先利用

市及び各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

災害時優先電話番号 0587(37)5333 消防本部
 0587(65)7080 市役所協働安全課
 0587(65)7088 市役所協働安全課

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を知事を通して依頼することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとするものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

イ 防災行政無線

ウ コミュニティ FM やケーブルテレビの放送

エ Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供

オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供

カ 広報紙等の配布

キ 広報車の巡回

- ク 掲示板への貼紙
- ケ その他広報手段

4 広報内容

(1) 広域災害広報

市以外の各防災関係機関は、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 道路情報
- ウ 公共交通機関の状況
- エ 電気・ガス・水道等公益事業施設状況
- オ 給食・給水実施状況
- カ 衣料・生活必需品等供給状況
- キ 河川・橋梁等土木施設状況
- ク 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(2) 地域災害広報

市は、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 災害応急対策の状況
- ウ 交通状況
- エ 給食・給水実施状況
- オ 衣料・生活必需品等供給状況
- カ 地域住民のとるべき措置
- キ 避難の指示
- ク その他必要事項

5 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(L アラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWeb サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。

特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者

生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- ア 災害関係記事又は番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- エ 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の区域内における災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の区域内における災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

(1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施

行令第 18 条)

- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第 2 節 応援部隊等による広域応援等

1 市の措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第 3 節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

(2) 陸上自衛隊第 10 師団長等は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

(3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第 10 師団長	県内全域※
	第 10 特科連隊長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)
	第 10 後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍
航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ただし、県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡・調整は、第 35 普通科連隊長担任

(5) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

2 災害派遣要請者（県知事）における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必

要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。

- (4) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 市又は関係機関における措置

- (1) 市長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

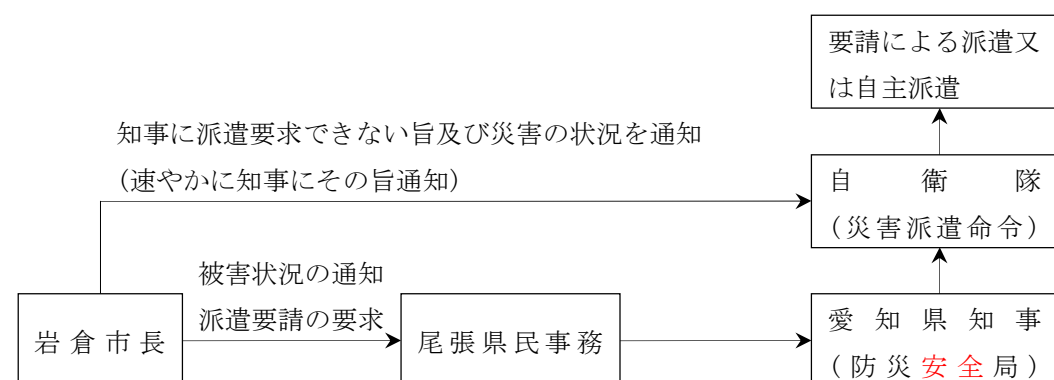
この場合において、市長は、その旨及び市の区域内に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

- (3) 市長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

- (4) 市長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

4 災害派遣要請等手続系統



(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に要請する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（県民事務所）へも連絡すること。

5 災害派遣部隊の受入れ

市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が充分に達成されるように努めなければならない。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所の確保をする。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の事項を準備する。

ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

●ヘリの進入角の目安

着陸帯設定時における留意事項

●ヘリの進入角の目安

※進入角を遮る建物等により、着陸できない可能性があります。
特に、送電線等の有無も考慮してください。

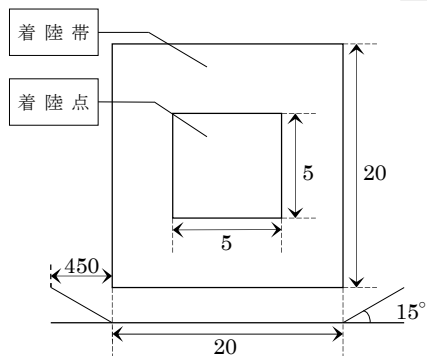
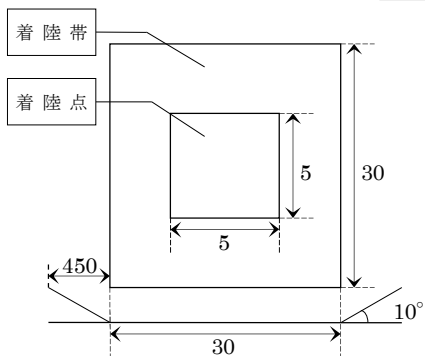
Angle (°)	Height (m)	Distance (m)
14°	112m	450m
10°	78m	450m
8°	63m	450m
6°	45m	450m

小型・中型ヘリ
大型ヘリ

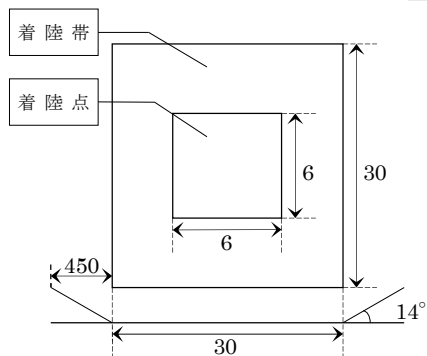
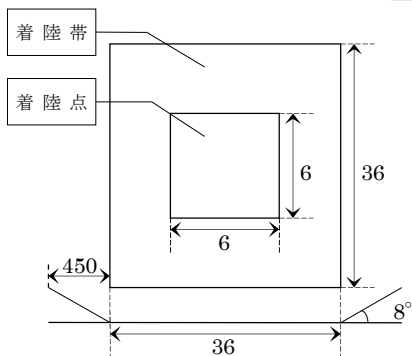
※前記の着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、その他、ヘリの離発着時におけるダウンウォッシュ(吹き下ろし流)に注意する必要があります。

- ② 着陸帯の周辺状況(離着陸経路を含む.): 風により飛散・破壊する物の有無

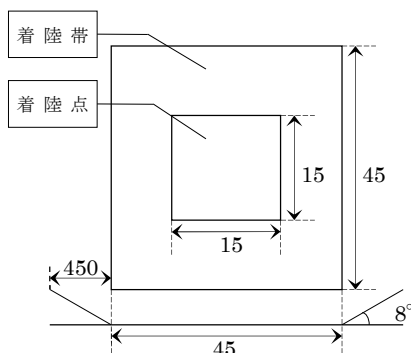
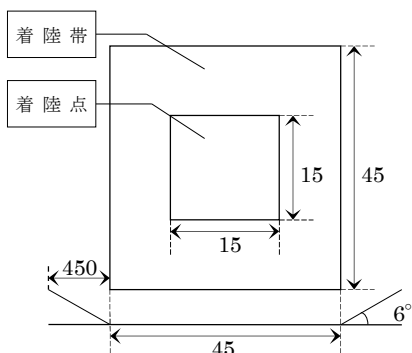
(a-2) 小型機(OH-6)の場合《応急》 単位: m



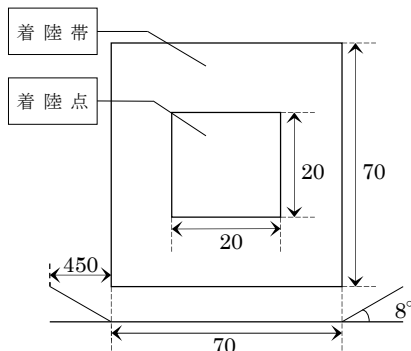
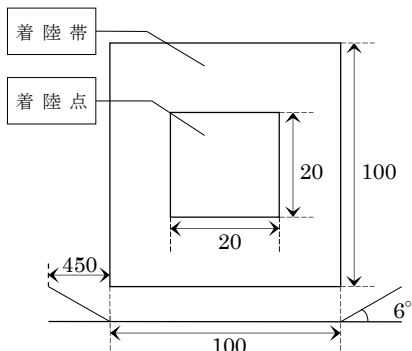
(b-2) 小型機(UH-1)の場合《応急》 単位：m



(c-2) 大型機(V-107 及び UH-60J)の場合 《応急》



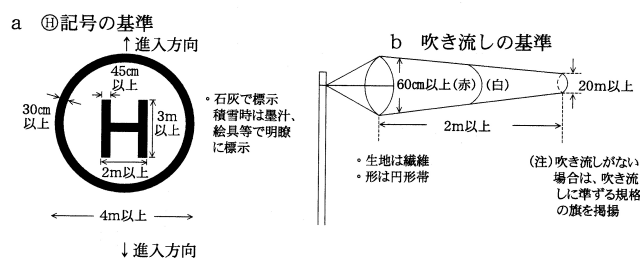
(d-2) 大型機(CH-47)の場合《応急》 単位：m



- (イ) ヘリポート位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺１万分の１程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに緯度、経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- (ア) 離着地点には、下記基準の㊤記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- (イ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵の舞い上る時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施
- (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。



6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下

記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

(1) 市から要請を受けた岩倉市社会福祉協議会は、岩倉市地域ボランティア支援本部を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

(2) 岩倉市地域ボランティア支援本部に配置された岩倉市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 コーディネーターの役割

(1) 岩倉市地域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

(2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、**災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。**

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。**これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。**

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市における措置

(1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

(2) 当該拠点は、市が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保等

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表１の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表２のとおりとなっている。

物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

表１ 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点(※)	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市町村	県 及び 政令市	県 及び 政令市	県			県
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			中部・全国の都道府県等
役 割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市町村で１か所程度	郡又は圏域単位で１か所程度	県内に数か所程度	県内に１か所程度	県内に１か所程度	県内に３か所程度	県内に４か所
要件	面積	１ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	３ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	１０ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30 ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード １０ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 １万トン級以上の船舶の係留施設 倉庫等

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動すると際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するに当たり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

1 市、県、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 県は発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

(2) 高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

3 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

4 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動

エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TECT-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 航空機の活用

1 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署を設置する。

(2) 調整事項等

県は、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する「航空情報（ノータム）の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 市における措置

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。

ア 災害の種別

イ 災害の発生場所

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

カ 応援に要する資機材の品目及び数

キ その他必要な事項

(2) 県及び名古屋市（消防航空隊）における措置

知事は、市長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

この措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。

イ 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

第6章 消防活動・危険性物質対策

■ 基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あけて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

第1節 消防活動

1 活動方針

大地震による各種災害の防止と同時多発火災の消火を基本方針とするもので、人命の安全に直接関係する地域と市民生活に直接影響する施設等の優先防ぎょ等、消防の全機能を効率的に発揮し、実効ある消防活動を展開し、市民の生命、身体及び財産の安全確保と被害の軽減を図るものとする。

また、この種の災害においては、広報、避難、交通、救助救護等、総合的施策との関連が極めて重要であり、各防災関係機関との密接な連携を保ち活動する。

2 消防力の現況

大地震による火災に対応する現有消防力は、火災の発生件数によっては消防力が劣性となることが予想されるため、人命危険の大なる地域の優先防ぎょ等、部隊の効率的な運用によりこれを補うものとする。

3 大地震火災の部隊運用

(1) 消防隊の部隊運用

同時多発火災又は橋梁落下、道路の亀裂、液状化等によって走行困難となることが予想され、警戒宣言が発せられた場合は、消防力の分散を図る。

(2) 初動体制

ア 地震火災発生に伴う即時出動が可能な消防隊は3隊である。

イ 大地震発生と同時に非番職員等は参集することとし、参集した職員により編成する消防隊は、特殊車隊、救急隊を含め5隊である。

4 市における措置

- (1) 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、県民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

(ア) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

(イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。

(ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

(ア) 防御方針

- ① 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
- ② 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- ③ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- ④ 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- ⑤ 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- ⑥ 高層建築物、地下街、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- ⑦ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- ⑧ 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(イ) 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

(エ) 避難地・避難路

避難地は各市町村決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害

が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

(カ) 部隊運用要領

① 消防の組織

(a) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

② 消防隊の部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。

(キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

2 消防団における措置

(1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

- (2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第2節 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施するものとする。

- (2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(3) 地震防災体制の確立

ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

2 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施するものとする。

(2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

2 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。

(4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、

災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、その他医療機関等との広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、救護所を設置し、必要に応じて地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

3 DMA T指定医療機関における措置

DMA T指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMA T）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

4 日本赤十字社愛知県支部における措置

日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

5 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

6 医療救護班の編成・派遣等

- (1) 市長は、状況に応じて必要な救護班を順次現地に派遣する。
- (2) 災害に基づく医療は原則として、救護班によって行うものとする。
- (3) 救護班は原則として、医師1人、看護師2人、事務1人とする。
- (4) 救護班は、被災者の収容所、その他適当な場所に仮救護所を設けるとともに、病院及び診療所の外来診療施設を利用して、臨時救護所を設けるものとする。
- (5) 医師会は、市の要請に基づく医療救護班を編成し応援するものとする。
- (6) 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とするものについては、的確な情報に基づき搬送する。

7 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として救急隊によって行う。ただし、救急車両が手配できない場合は、市及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (2) 道路の損壊、交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリを利用する。

8 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。
圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。
- (3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。
- (4) 県薬剤師会は、市又は県の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。
- (5) 市は災害多人数用救急箱を防災拠点施設に配置する。
- (6) 尾北薬剤師会岩倉支部は、市の要請に基づき医療品等の供給に協力する。

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 防疫組織

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

2 栄養指導等

(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

3 健康管理

(1) 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切

に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

5 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

6 動物の保護

(1) 県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

(2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

7 災害時健康危機管理の全体調整

(1) 県及び保健所設置市は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

(2) 県は、必要があると認められるときは、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

8 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。

(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。

(5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

(7) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。

(8) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制等

1 警察における措置

警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

(4) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道

路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておく

こととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第 76 条の 2 の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第 2 節 道路施設対策

1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

- (3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 鉄道施設対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

(ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。

(ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

(エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

(ア) 地震等による異状を認めたときは列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

(イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。

(エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。

(オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第4節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市における措置

(1) 市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

4 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の**確認申出**を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 1 節 1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

第9章 浸水対策

■ 基本方針

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の決壊、等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県尾張水害予防組合水防計画」に準拠した上で実施する。

第1節 浸水対策

1 市、県及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

- ア 地震が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。
- イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

- ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。
- イ 県は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

(3) 漏、溢水防止応急復旧活動

- ア 各管理者は、堤防、水門、樋門の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。
- イ 県は、市等から要請があった場合、可搬式ポンプの貸付けを行う。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市や県が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の

視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災会、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担

当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 県における措置

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。)

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請

するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（ＤＣＡＴ）の編成・派遣については、県が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第 1 1 章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第 1 節 給水

震災時における応急給水にあたっては岩倉市独自で飲料水の供給が困難であるときは、岩倉市水道事業指定工事店協力会、岩倉市建設協力会及び県の応援に基づいて次の措置を講ずるものとする。

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3 日	3	おおむね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4 日～10 日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11 日～21 日	100	おおむね 100m 以内	同上
22 日～28 日	被災前給水量(約 250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

- (5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
- (6) 代替水源は、耐震性貯水槽（飲料水兼用）、各事業所等の受水槽にて確保し、更に給水量が不足するときはプール、防火水槽、河川等の順位により、ろ水機で浄化して応急給水に充てる。

- (7) 応急復旧体制並びに応援体制については、応急給水作業と平行して応急復旧を図り、早期通水を第一として岩倉市水道事業指定工事店協力会、岩倉市建設協力会と連絡を密にして仮設配水管を布設し災害時の緊急体制を確立する。

3 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、岩倉市水道事業指定工事店協力会のほか他市町村並びに県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。

第1段階 アルファ化米、栄養補助食品など

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者にたいしても物資等が提供されるよう努める。

カ 学校給食センターは、調達可能な食材があれば調達を行い、委託業者の協力を得て、調達した食材等を調理し、避難所等に配給を行う。

(2) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

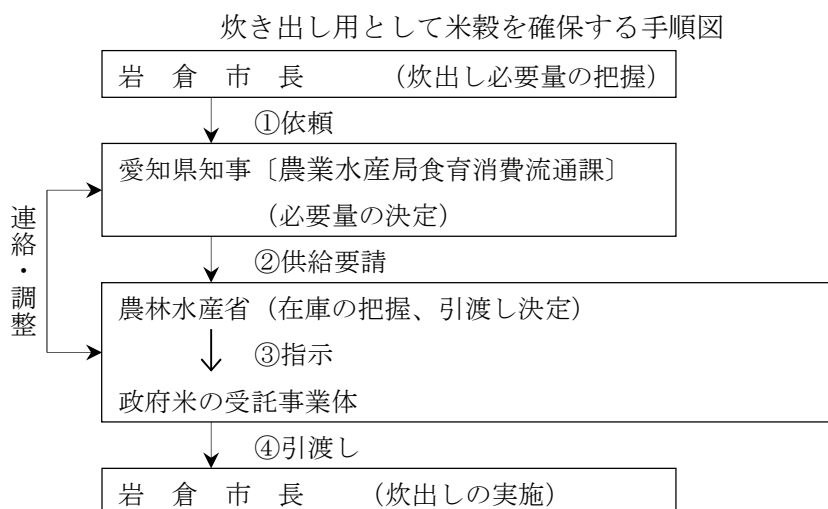
ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を

図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第４章 Ⅰ 第１１の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



２ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「１市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第３節 生活必需品の供給

１ 市における措置

- (１) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(２)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (２) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

２ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「１市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 12 章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の同様等により不測の次案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第 1 節 環境汚染防止対策

1 市における措置

(1) 環境汚染事故の把握

県等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、県等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

第 2 節 地域安全対策

1 警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 市における措置

市は、警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第 13 章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第 1 節 遺体の搜索

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視(調査※)を得る。

現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 2 節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 警察における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市町村及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つば等の支給

棺、骨つば等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺

体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 14 章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第 1 節 電力施設対策

1 中部電力株式会社、株式会社 J E R A における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT 加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

① 火力設備

② 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

① 人命にかかわる病院

② 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ル

ートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて PR する。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(6) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社 J E R A を除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第 2 節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

（震度 5 弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガ

ス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県L P ガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県L P ガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

愛知県L P ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策

本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国ＬＰガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県ＬＰガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

地震後のＬＰガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第３節 上水道施設対策

1 水道事業者における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

イ 岩倉市水道指定工事店協力会に対し連絡を密にして災害時の緊急体勢を整備しておく。

ウ 仮配管、復旧材料等は資材取扱業者等に緊急手配し現地へ搬入させるものとする。

エ 隣接市町の上水道の配水管等と相互に連絡して、早期部分給水を受けるようにする。

(3) 応援・受援体制の確立

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

第４節 下水道施設対策

1 下水道管理者における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

第5節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ロ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 市及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。各防災関係機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

(1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。

(2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第6節 郵便業務の応急措置

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

1 県、市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第 15 章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第 1 節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

1 市における措置

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第 2 節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向

- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市及び県における措置

県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、県と市で基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市において県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、市において県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 県及び救助実施市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

地震災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 16 章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第 1 節 地震情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

地震情報等は、第 3 章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校等

学校の置かれている地域の地震情報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則等に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校等

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校等

学校の置かれている地域の地震情報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエまでの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

3 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童・生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校等の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した場合や多数の住民が避難等を余儀なくされた場合など、復興法に定める要件に市域が該当する場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業
- コ 下水道災害復旧事業
- サ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 水道災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担

し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- ウ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- エ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- キ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{4}{5}$ を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{1}{2}$ を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の $\frac{1}{2}$ を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、市からの要請により国が代行して実施することができる。

第 2 節 激甚災害の指定

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業

- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

{ (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 市及び県における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

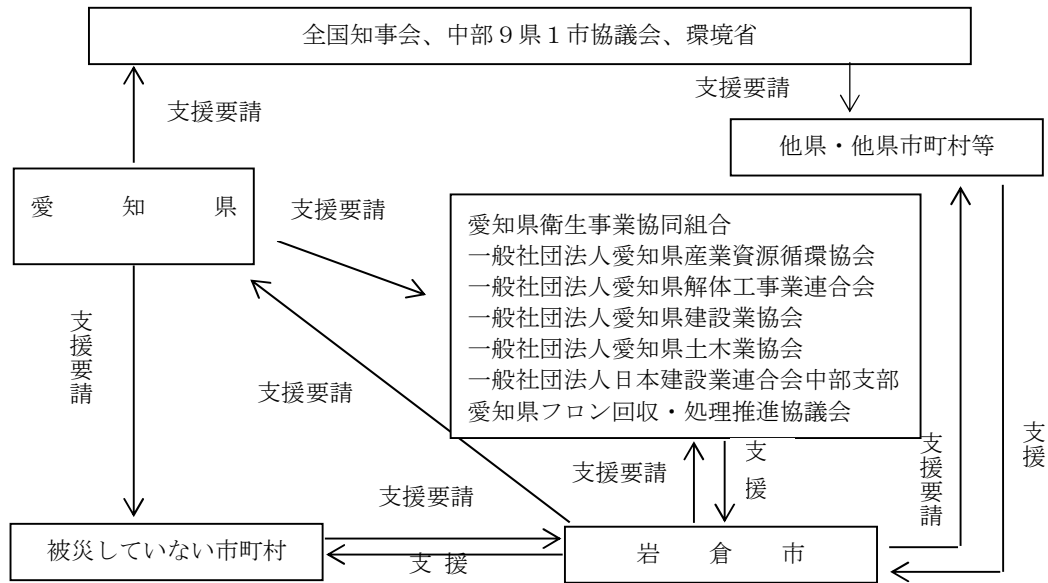
し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

県、県下市町村及び下水道管理者は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



第4章 震災復興都市計画の手続き

■ 基本方針

- 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が

行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、**立地適正化計画**、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 県における措置

(1) 市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

2 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、

当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への経済的支援等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 市は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる場合、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて支援金を支給する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「岩倉市災害弔意金の支給等に関する条例」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市1/4)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国2/3、県1/3)

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

2 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建

支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の 1/2 は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

第4節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5節 労働者対策

1 愛知労働局における措置

(1) 相談窓口の設置

通院していた病院が倒壊等の被害に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

(2) 事業主への監督指導等

ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。

(3) 労災病院等への要請

被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 労災補償の給付

被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

(5) 職業のあっせん

ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給

激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(7) 暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

第6章 商工業・農業の再建支援

■ 基本方針

- 被災した中小企業、農業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農業者又は農業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

■ 基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「地震情報等の伝達」6「地震情報等情報の伝達」を参照。）

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「地震情報等の伝達」6「地震情報等情報の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。

市及び県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 地震情報等の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ 水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

10 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

1 1 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 2 年 5 月改訂）に基づき活動するものとする。

第 3 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第 3 編第 2 章「避難行動」第 1 節「地震情報等の伝達」6「地震情報等情報の伝達」を参照。）2 広報内容

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第 2 編第 10 章「防災訓練及び防災意識の向上」第 2 節「防災のための意識啓発・広報」及び第 3 編第 3 章「災害情報の収集・伝達・広報」第 3 節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※ ¹ でマグニチュード6.8以上※ ² の地震※ ³ が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※ ¹ において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 7.0以上の地震※ ³ が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

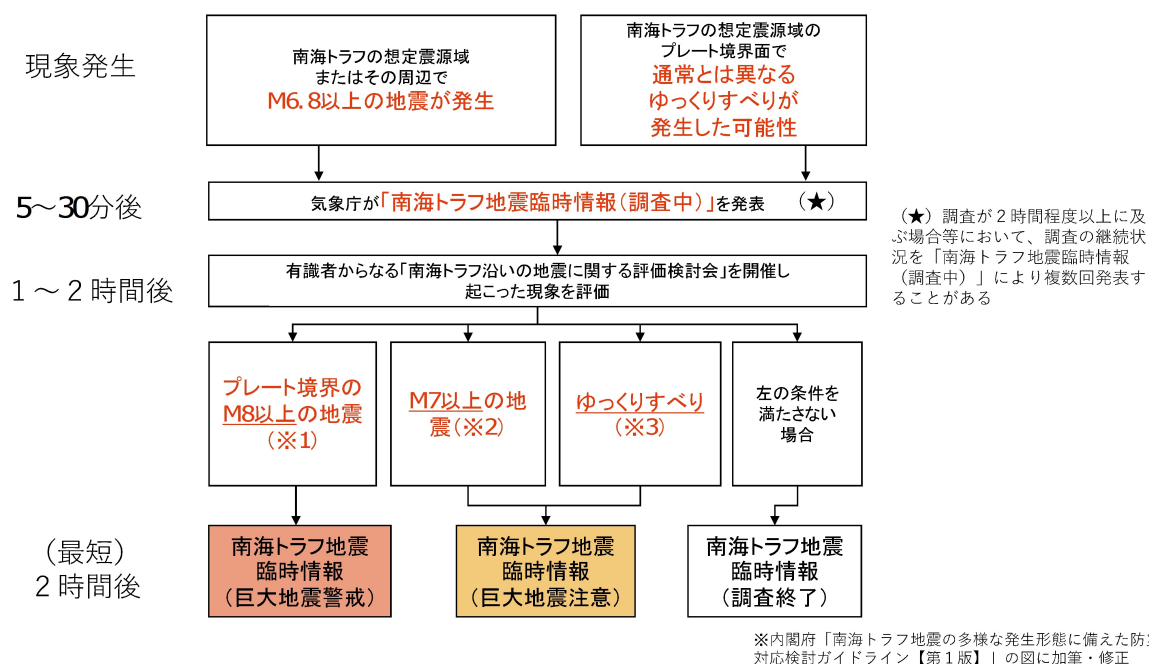
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

別紙「東海地震に関する事前対策」

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第 1 章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第 1 節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第 3 編災害応急対策計画に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、強化地域外の本市において、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めるものとする。

第 2 節 東海地震に関する情報

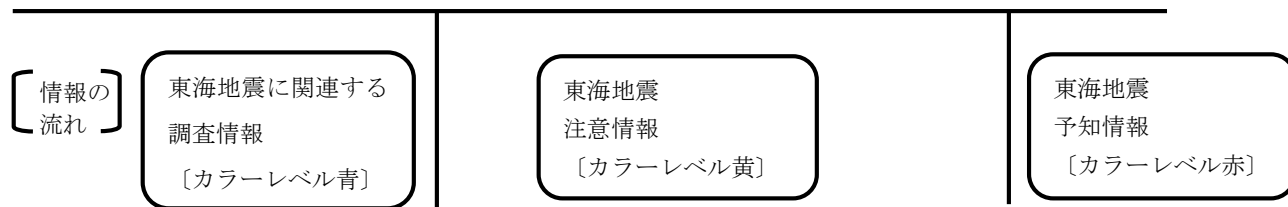
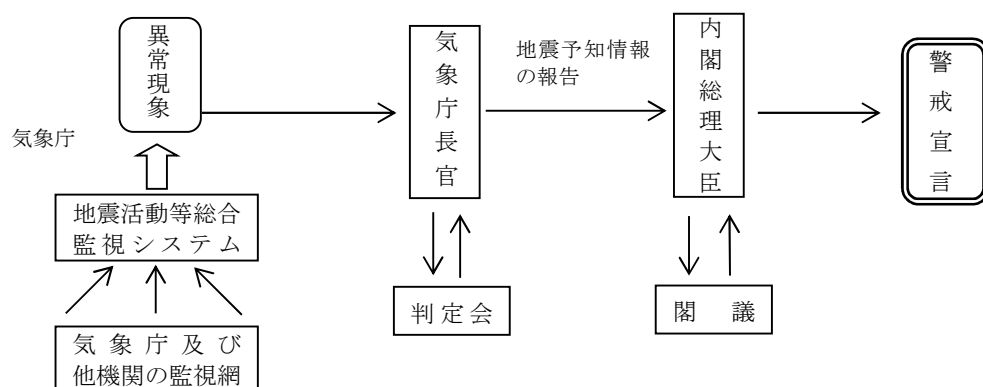
1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容 等		防 災 対 応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなつたと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 災害対策本部 設置 地震防災応急 対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まつたと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなつたと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実 施 市民への広報
東海地震に関連す る調査情報 カラーレベル青	臨 時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡 体制
	定 例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



第2章 災害対策本部の設置等

■ 基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

第1節 災害対策本部の設置

1 市における措置

(1) 本部の設置、廃止

市長は、警戒宣言が発せられた場合は直ちに災害対策本部を設置し、大震法第9条第3項に基づく警戒宣言解除があったときは災害対策本部を廃止するものとする。

(2) その他の防災関係機関の地震災害警戒組織

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、県内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、災害対策本部に準じた組織を設置するものとして、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

なお、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

第2節 警戒宣言発令時の情報伝達

1 警戒宣言等の伝達等

(1) 伝達系統

ア 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）

〔内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文〕

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生する恐れがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。

また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波の恐れがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、第3編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

3 内部伝達、住民等への伝達

- (1) 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送及び電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達・動員方法については電話等を利用して行う。
- (2) 市は、勤務時間内及び勤務時間外の内部伝達はあらゆる手段で伝達するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。

4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

1 市における措置

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容

- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (6) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民が執るべき措置
- (7) 交通規制の状況等、公共交通機関の運行状況等
- (8) 混乱防止のための応急措置
- (9) ライフラインに関する情報
- (10) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項
(基本的な伝達事項)
 - 火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限
 - 消火の準備
 - 飲料水等の緊急貯水
 - 非常持出品の点検、確認

〔市長から市民への呼びかけ例文〕

市民の皆さん、

既にご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前（午後）〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、岩倉市は、震度〇程度の地震になると予想されますので、十分警戒してください。

既に、市を始め防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さまも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、市の広報車などで正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

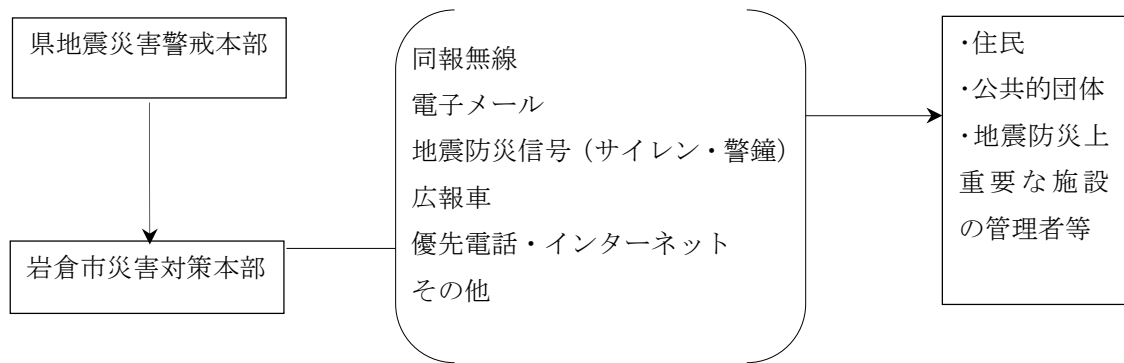
市民の皆さまと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて、万全の対策をお願いします。

3 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、同報無線、電子メール、地震防災信号、広報車、電話又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語やさしい日本語による情報提供、多言語、簡単な日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



4 問い合わせ窓口

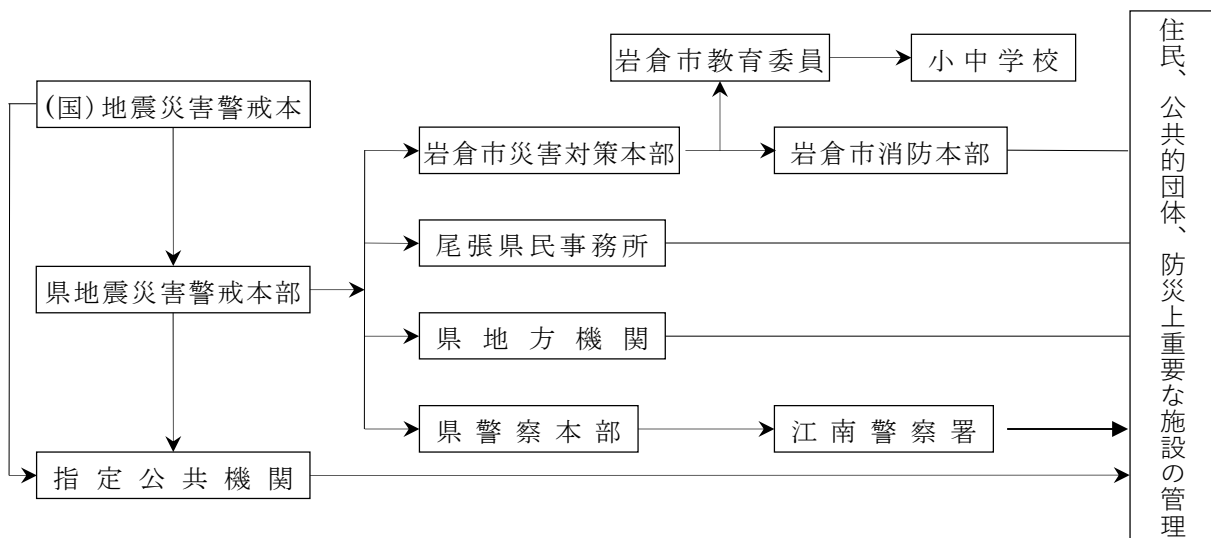
市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

5 報道機関との応援協力関係

市長は、警戒宣言が発せられた場合、各報道機関に対し、市民がとるべき措置の放送を依頼するほか県を通じNHKほか民放各社に対しても放送を依頼するものとする。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統



2 報告事項

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、様式第50その1により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

(ア) 東海地震予知情報の伝達（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）

(イ) 地域住民の避難状況（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

(ウ) 消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

- (エ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - (オ) 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - (カ) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - (キ) 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - (ク) 緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
 - (ケ) 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
 - (コ) 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- (2) それ以降は、様式第 50 その 2 により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。
- ア 報告事項は、次の事項とする。
- (ア) 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
 - (イ) 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
 - (ウ) 東海地震予知情報の伝達、避難指示
 - (エ) 消防、水防その他応急措置
 - (オ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
 - (カ) 施設・設備の整備及び点検
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
 - (ク) 緊急輸送の確保
 - (ケ) 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
 - (コ) その他災害の発生防止・軽減を図るための措置
- イ 報告時期
- (ア) は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
 - (イ) は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
 - (ウ) から（コ）までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。
- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■ 基本方針

- 市及び防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

1 市における措置

(1) 主要食糧の確保

ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、市は県及び関係機関と密接な連絡をとり、米穀の確保を行うものとする。

イ パン、副食品等の確保

市は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

ウ 応急的な食料品の確保

市は、災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとるものとする。

(2) 医薬品等の確保

市は、東海地震注意情報が発表された場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保に努め、県から血液、医薬品その他の衛生材料の要請があった場合に備え、関係団体に協力要請する。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のため、岩倉市建設協力会との協定締結に基づき建設、修理等の協力要請を行う。

2 愛知県赤十字血液センターにおける措置

日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市及び県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

イ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

2 水道事業者等における措置

(1) 給水確保用の資機材・人員の配備

水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している市内の水道指定工事店協力会と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

(2) 下水道確保用の資機材・人員の配備

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

3 鉄道事業者における措置

鉄道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

(1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

(2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

4 中部電力株式会社、株式会社 J E R A における措置

中部電力株式会社、株式会社 J E R A は、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努

める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

5 ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

6 通信事業者及び移動通信事業者における措置

(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

(2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

7 日本赤十字社愛知県支部における措置

日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

第4章 発災に備えた直前対策

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策

1 市における措置

(1) 避難の指示等

市は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(2) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。

(3) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(4) 徒歩による避難の誘導

避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

(5) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

(6) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

2 県における措置

(1) 市が行う避難対策への協力

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市に協力するものとする。

ア 県の管理する施設を避難所、避難場所として開設・開放する際の協力

イ 避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のため必要な措置

(2) 市からの応援要請に対する措置

県は、避難した者に対する教護に必要な物資、資機材を調達・確保するため、市から応援の要請があったときは、おおむね次の措置をとるものとする。

ア 県が把握している物資等の供給のあっせん

イ 県が備蓄している物資等の貸与

ウ 県が保有する防災用資機材の配備

3 警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

4 学校等における措置

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2節 消防、浸水等対策

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

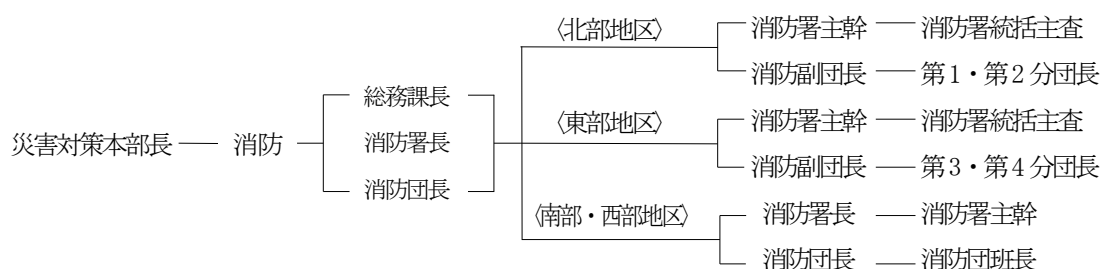
(2) 火災、水災等の防除のための警戒

(3) がけ地崩壊危険地域、津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保

(4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

- ## 2 警戒宣言発令に伴う消防力の分散配置

分散配置組織・指揮体制図



「警戒宣言発令に伴う消防力の分散配置体制」

拠点	五条川小学校	第 1 分団車両・第 2 分団車両	救急車・タンク車	計 4 台
区 北部地		団員 43 名	職員 7 名	計 50 名
	指揮者	副団長	消防署主幹	
	副指揮者	第 1・第 2 分団長	消防署統括主査	
拠点	東小学校	第 3 分団車両・第 4 分団車両	救急車・タンク車	計 4 台
区 東部地		団員 36 名	職員 7 名	計 43 名
	指揮者	副団長	消防署主幹	
	副指揮者	第 3・第 4 分団長	消防署統括主査	
拠点	消防署		救急車・水槽車	
区 南部・西部地			救助工作車・化学車	
			梯子車・普通ポンプ車(2台)	計 7 台
		団員 9 名	職員 25 名	計 34 名
	指揮者	消防団長	消防署長	
	副指揮者	消防団班長	消防署主幹	

3 その他の管理者における措置

愛知県水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土のうの準備などの必要な対策を講ずる。

第3節 社会秩序の維持対策

1 警察における措置

警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第4節 道路交通対策

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 交通規制の基本方針

ア 一般道については、一般車両の強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大規模地震対策特別措置法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 第1次

① 強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限する I C
東名高速道路	県内全 IC(春日井 IC 下り線を除く)
新東名高速道路	県内全 IC
伊勢湾岸自動車道	県内全 IC
東海環状自動車道	せと品野 IC 及びせと赤津 IC 内周り線（北進）を除く県内全 IC
名古屋瀬戸道路	全 IC
東名阪自動車道	県内全 IC
名古屋第二環状自動車道	全 IC
名古屋高速道路	全 IC
知多半島道路	全 IC
南知多道路	全 IC
知多横断道路	全 IC
中部国際空港連絡道路	全 IC

② 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住 所	規制方向
一色下方	国道 155 号	稲沢市一色下方町	南進
梅須賀	県道一宮蟹江線	稲沢市梅須賀町	南進・東進
中之郷南	国道 22 号	北名古屋市中之郷南	南進
豊場	国道 41 号	西春日井郡豊山町	南進
瑞穂通 5 丁目	国道 19 号	春日井市瑞穂通 5 丁目	南進
高蔵寺北	国道 155 号	春日井市高蔵寺町	南進
新共栄橋南	国道 363 号	瀬戸市共栄通 3 丁目	南進・西進
東本町	国道 155 号	瀬戸市西本町 1 丁目	南進
小原トンネル北	国道 419 号	豊田市大ヶ蔵連町	南進
上郷大橋北	国道 153 号	豊田市大野瀬町	南進

(イ) 第 2 次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路

国 道	1 号、19 号、22 号、23 号、41 号、42 号
高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）
	第一東海自動車道（東名高速道路）
	東海北陸自動車道
	名古屋高速道路
	東海環状自動車道
	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）
	伊勢湾岸道路
	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）
	近畿自動車道（東名阪自動車道）
	名古屋第二環状自動車道
	知多半島道路
	南知多道路
	知多横断道路
	中部国際空港連絡道路

広域交通検問所

名 称	住 所	道 路 名
西八町交差点	豊橋市八町通	国道 1 号
坂下交番前	春日井市坂下町	国道 19 号
名四町交差点	名古屋市港区	国道 23 号
五郎丸交番前	犬山市橋爪東	国道 41 号
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路
小牧東インター	小牧市大字野口	中央自動車道（西宮線）
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道
黒川インター	名古屋市北区田幡	名古屋高速道路
一宮木曾川インター	一宮市大字大毛	東海北陸自動車道
せと赤津インター	瀬戸市巡間町	東海環状自動車道
湾岸弥富インター	弥富市駒野町	伊勢湾岸自動車道

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第 24 条並びに道路交通法第 5 条及び第 6 条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第 11 条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、

現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申出者に交付する。

(7) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

2 市、県公安委員会及び道路管理者における措置

市、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 避難のために車両を使用しないこと。

第 5 節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。
- (2) 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし震度 6 弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

2 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

(ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

(ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には；、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

(イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

(ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

(エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

(ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

(イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

(ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。

(イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

3 名古屋市営地下鉄における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 運行に関する措置

平常通り運行する。なお、利用者の状況により、さらに輸送力の確保を図る。

イ 利用者への案内及び広報

(ア) 地震に関する情報、運行に関する措置等を、車内放送、駅構内放送、掲示板、LED 案内表示器等によって利用者に案内する。

(イ) 警戒宣言発令時には地下鉄の運行を中止する旨を予告する。

(ウ) 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。

(エ) 地震に関する情報、地下鉄の運行状況、警戒宣言時には地下鉄の運行を中止すること等を、Web サイトなどにより広報する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 運行に関する措置

すべての列車は、最寄りの駅に停車し、運行を中止する。

イ 利用者への案内及び広報

(ア) 地震に関する情報、運行に関する措置等を、車内放送、駅構内放送、掲示板、LED 案内表示器等によって利用者に案内する。

(イ) 混乱を起こさないよう落ち着いて行動するよう、利用者に協力を求める。

(ウ) 駅構内において、利用者に最寄りの避難場所を案内する。

(エ) 地震に関する情報、地下鉄の運行中止の状況等を、Web サイトなどにより広報する。

第6節 バス

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、路線バス事業者に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者に呼びかけるよう要請する。

ア 強化地域内へ進入するバスの乗務員に対して必要な指示を与える。

イ 強化地域内へ進入する路線を除いては、乗務員に対し平常運行に努めるよう指示を与える。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市及び水道事業者における措置

市及び水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。
- (3) 県水の受水については、自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県に緊急増量の要請を行うものとする。

2 中部電力株式会社、株式会社 J E R A における措置

中部電力株式会社、株式会社 J E R A は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及び Web サイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 都市ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

また、他の都市ガス事業会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

5 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

6 日本放送協会名古屋放送局における措置

(1) 防災組織の整備及び市、県への協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市及び県と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視覚障害者等への配慮

放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第8節 生活必需品の確保

1 市における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

国及び県・市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及

び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

(3) 住民に対する周知

市は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

第9節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる民間金融機関等における措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

ア 強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向け手形交換業務の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるものとする。

イ 平常営業

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

第10節 郵政事業対策

1 日本郵便株式会社における措置

強化地域外の郵便局については、原則として平常どおり窓口業務を行う。

第11節 病院、診療所

1 病院、診療所における措置

(1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

(2) 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第12節 緊急輸送

1 市、県及び関係機関における措置

(1) 市、県及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

(2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、市、県及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において調整を行うものとする。

4 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、第2編第2章第2節2(2)で定める道路とする。

5 緊急輸送車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の**確認届出**を行うこととする。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第4節1(6)に定めるところによる。

6 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

1 市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

■ 基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、用排水路、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路

1 市における措置

予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所、路面のき裂、沈下、橋りょうの損壊等が想定される。

このため、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- (1) 市は広報車を活用して東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手取るべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報が発表された場合においても、その内容を伝達するものとする。

- (2) 市は、巡視を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。

- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

- (4) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者に事前配備について連絡・確認を行う。

- (5) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。

- (6) 県、警察その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第2節 河川

1 市における措置

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、堤防、排水機場、水門等のうち特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧等が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

1 市における措置

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

- (1) 一般的事項

ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

- (ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

(イ) 東海地震注意情報が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎、施設等からの退避を促す。

(ウ) 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎、施設等からの退避を誘導し、原則として、庁舎は窓口業務を停止し、施設等は閉館する。

イ その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

(ア) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

(イ) 出火防止措置

(ウ) 受水槽等への緊急貯水

(エ) 消防用設備の点検、整備と事前配備

(オ) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

2 学校等

(1) 小、中学校においては、第4章第1節5「学校における措置」に定めるところによる。

(2) 当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

3 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第4節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

■ 基本方針

- 防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。
- なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 市における措置

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大規模地震対策特別措置法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

2 費用の負担方法

他市町村から、市に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大規模地震対策特別措置法第31条の規定による。

第2節 自衛隊の地震防災派遣依頼

1 市における措置

(1) 自衛隊の派遣要請依頼

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請依頼するものとする。

ア 派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域

エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

市長は、県警戒本部長からの要請により自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

2 経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節5「災害派遣部隊の受入れ」及び6「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第7章 市民のとりべき措置

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭においてとりべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛するものとする（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとるものとする。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- (10) 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災会は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとりべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛するものとする。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。

第 6 編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総則

第 1 節 推進計画の目的

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「南海トラフ地震等特別措置法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された本市において、次の事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

- (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (3) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本市は、南海トラフ地震等特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として平成 26 年 3 月 28 日に指定された。

第 2 節 事務又は業務の大綱

1 実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱については、第 1 編総則 第 5 章各機関の処理すべき事務又は業務の大綱で定めた事項に準ずる。

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置については、第3編災害応急対策計画 第1章活動態勢（組織の動員配備）第2節活動態勢（組織動員配備計画）で定めた事項に準ずる。

第2節 災害対策本部の組織・運営

1 災害対策本部の組織・運営

災害対策本部の組織・運営については、第3編災害応急対策計画 第1章活動態勢（組織の動員配備）第2節活動態勢（組織動員配備計画）で定めた事項に準ずる。

第3節 災害応急対策要員参集

1 災害応急対策要員参集

災害応急対策要員参集については、第3編災害応急対策計画 第1章活動態勢（組織の動員配備）第1節初動体制で定めた事項に準ずる。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策等

1 地震情報等の伝達

地震情報等の伝達については、第3編災害応急対策計画 第2章避難行動 第4節地震情報等の伝達で定めた事項に準ずる。

2 被害状況等収集・伝達

被害状況等収集・伝達については、第3編災害応急対策計画 第3章災害情報の収集・伝達・広報 第5節被害状況等収集・伝達計画で定めた事項に準ずる。

3 避難計画

避難計画については、第3編災害応急対策計画 第2章避難行動 第2節避難の指示で定めた事項に準ずる。

4 医療救護計画

医療救護については、第3編災害応急対策計画 第7章医療救護・防疫・保健衛生対策 第1節医療救護で定めた事項に準ずる。

5 救援計画

救援については、第3編災害応急対策計画 第11章水・食品・生活必需品の供給で定めた事項に準ずる。

6 防疫・保健衛生計画

防疫・保健衛生については、第3編災害応急対策計画 第7章医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節防疫・保健衛生で定めた事項に準ずる。

7 道路交通確保計画・緊急輸送手段確保計画

道路交通確保・緊急輸送手段確保については、第3編災害応急対策計画 第8章交通の確保・緊急輸送対策で定めた事項に準ずる。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 資機材

資機材については、第3編災害応急対策計画 第9章浸水対策に定めた事項に準ずる。

2 人員の配備手配

人員の配備手配については、第3編災害応急対策計画 第1章活動態勢（組織の動員配備） 第2節活動態勢（組織動員配備計画）で定めた事項に準ずる。

第3節 他機関に対する応援要請

1 自衛隊災害派遣

自衛隊災害派遣については、第3編災害応急対策計画 第4章応援協力・派遣要請 第3節自衛隊の災害派遣で定めた事項に準ずる。

2 相互協力及び応援要請

応援要請については、第3編災害応急対策計画 第4章応援協力・派遣要請 第1節応援協力で定めた事項に準ずる。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業5箇年計画」により整備する。

第5章 防災訓練計画

1 防災訓練計画

防災訓練計画については、第2編災害予防計画 第10章防災訓練及び防災意識の向上 第1節 防災訓練の実施に定めた事項に準ずる。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画については、第2章災害予防計画 第10章防災訓練及び防災意識の向上 第2節防災のための意識啓発・広報に準ずる。

1 防災のための意思啓発

南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識や意識の啓発をする。

2 防災のための教育

南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する教育を行う。